

			委員長	事務局長
分類		保存期間	文書番号	
1種		永年	54	
総務文教常任委員会記録				
日時	令和7年 3月14日(金)	開会 閉会	午前 午後	8時58分 3時12分 須崎市総合保健 福祉センター 2階 会議室1
出席者	委員長 高橋 立一 委員 杉山 愛子 委員 山本 啓介 委員 高橋 祐平	副委員長 委員 委員 委員	大崎 宏明 松田 健 海地 雅弘	
市側出席者	副 市 長 (梅原健一郎) 総務課長 (松浦 すが) プロジェクト推進室長 (岡田 進一) 文化スポーツ・観光課長 (廣見 太志) 防災課長 (濱崎 守央) 教育長 (竹内 新) 学校教育課長 (中西 司) 子ども・子育て支援課長 (市川ゆかり)	会計管理者兼会計課長 (小野修一郎) 企画情報課長 (堅田 典寿) 元気創造課長 (山岡 伸也) 人権交流センター所長 (松浦 永治) 税務課長 (森光 和明) 教育次長 (西村 浩司) 生涯学習課長 (福本 博一)		
【事務局】局長:久万 敏幸 次長 谷脇 弘				
欠席者	なし		記録者	谷脇 弘
議 是				
(1) 市議案について				
市議案第9号 須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について				
原案可決				
市議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について				
原案可決				
市議案第11号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
原案可決				
市議案第12号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について				
原案可決				
市議案第13号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について				
原案可決				

市議案第14号	須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第15号	須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第16号	須崎市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第17号	須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第20号	須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第21号	須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第22号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第23号	須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第25号	須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第30号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第31号	専決処分の承認について《分 割》	原案承認
市議案第32号	令和7年度須崎市一般会計予算について《分 割》	原案可決
市議案第33号	令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決
市議案第34号	令和7年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決

市議案第35号 令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第42号 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分 割》	原案可決
市議案第47号 指定管理者の指定について	原案可決
市議案第48号 指定管理者の指定について	原案可決
市議案第51号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第52号 須崎市総合計画の基本構想の策定について	原案可決
市議案第54号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
(2) 請願・陳情について	
陳情第15号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情	不採択
(3) その他	

総務文教常任委員会記録《令和 7年 3月14日》

○午前 8時58分 開会

~~~~~~~~~~*~~~~~*~~~~~*~~~~~*~~~~~*~~~~~*

○高橋（立）委員長=皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いをいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願いをいたします。休憩中の執行部への長時間の質問につきましても極力控えるようお願いをいたします。

これより議事に入ります。

今議会、総務文教委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第9号 須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について

○高橋（立）委員長=まず、市議案第9号須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長=おはようございます。

市議案第9号須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書1ページから10ページでございます。本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1日から改正されることとなり、本市においても国家公務員の旅費制度に準じた、もしくはその基準内で条例を定めていることから、このたびの見直しを受け、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、県外宿泊費の見直しや宿泊手当の新設に伴う日当の廃止などとなっております。

まず、目次で第1章から第4章までとし、第1章総則において、第1条で目的を、第2条で用語の意義を、3ページ、第3条では旅費を支給する対象となる職員等を、第4条では旅行命令等について規定いたしております。

次に、4ページ中段の第5条では旅行命令等に従わない場合の旅費の支給について

て規定し、第6条では旅費の種類を、第7条では旅費の計算について、また第8条では旅費の請求手続について規定いたしております。

5ページに移りまして、中段、第2章内国旅行の旅費において、第9条から第13条までで鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、自家用車の車賃について旅費の対象となる額をそれぞれ規定いたしております。

次に、6ページ中段下からの第14条から第17条において宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費についてそれぞれ規定し、第18条において近距離の転居に係る転居費等の制限を、第19条では着後滞在費を、第20条では家族移転費を定めております。

8ページに移りまして、第21条では本庁以外に勤務する職員が旅行する場合の路程の計算方法を、第22条では退職者等の旅費を、第23条では遺族の旅費について規定いたしております。

次に、第3章外国旅行の旅費において、第24条で外国旅行の場合においては國家公務員等の旅費に準じるものとし、9ページ、第4章雑則において、第25条で旅費の支給額の上限等を定め、第26条で旅費の特例を、第27条で旅費の返納を、第28条で非常勤職員の旅費について規定し、最後に、10ページ、第29条で委任について定めております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2項において、第1号から第7号までに定めるそれぞれの条例において引用している本条例の条例番号を改めることといたしております。

最後に、第14条、第16条に関する別表を規定いたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝質疑ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

議案書11ページからでございます。本議案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日付で施行され、懲役刑及び禁錮刑が新たな自由刑として単一化されることに伴い、須崎市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び須崎市議会の個人情報の保護に関する条例中の「禁錮」及び「懲役」を「拘禁刑」に改めるとともに、改正附則において所要の経過措置を規定するものでございます。

12ページの改正内容でございますが、第1条は、須崎市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正といたしまして、第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

また、第2条では、須崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するもので、第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和7年6月1日から施行することといたしておりますが、第2条中の須崎市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第10項の改正規定は令和7年4月1日から施行することといたしております。

また、経過措置として、第2項において、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることといたしております。次に、第3項では、この条例の施行後にした行為に対して、ほかの条例等においてなお従前の例による場合の経過措置を規定し、第4項では拘禁刑、第5項では禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴についてのみなし規定をそれぞれ定めているものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第11号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第11号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第11号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書13ページから24ページでございます。本議案は、令和6年度の人事院勧告に基づく給与法改正により、令和7年4月1日からの一般職の職員の給料月額、各種手当の額等の改正をしようとするものでございます。

初めに、第4条第4項中及び第6条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「1万円」を「1万2,000円」に改める改正については、管理職特別勤務手当の支給額を改めるものでございます。

次に、第7条の改正は、国の基準に合わせ配偶者に係る扶養手当を段階的に減額した上で削除することとし、扶養親族である満22歳までの子どもについては手当額を増額することといたしております。

14ページ、下から3行目、新たに職員となった者の扶養手当について定めておりました第8条を削除し、規則への委任で定めることといたしております。

次に、第8条の2第1項第2号の改正は、単身赴任者の住居手当の支給範囲を改めるものでございます。

15ページに移りまして、通勤手当を定めております第9条の改正は、交通機関等に係る手当の支給額を15万円まで引き上げるとともに、その範囲において特急料金等も支給対象とする改正になっております。

次に、16ページ、第9条の2第3項の改正は単身赴任手当の支給範囲を新たに職員になった者も対象とすることとし、第13条の3第2項の改正は定年前再任用短時間勤務職員における手当を見直すもので、住居手当を追加することといたしております。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、別表第1を表のとおり改めるものでございます。

20ページに移りまして、なお、附則とし、第1項において、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第16条の2及び第16条の3の改正規定並び

に附則第6項及び第7項の規定は令和7年6月1日から施行することといたしております。次に、第2項では別表第1の改正に伴い、21ページ中段からの附則別表において切替えを行うこととし、第3項では切替日の異動者の号給の調整を定め、第4項では廃止されました配偶者に対する扶養手当を段階的に減額する経過措置を、第5項では単身赴任手当に関する経過措置を、第6項では罰則の適用等に関する経過措置等を、21ページ、第7項では禁錮等を拘禁刑に改める際の経過措置を、第8項として、その他の経過措置について規則へ委任することを定めることといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝総務課長にお聞きしますが、この「勤務した」を「勤務をした」って「を」を入れることに何か、読んでみても「勤務した」に違和感を感じなかつたんですけど、ちょっと理由お聞かせいただけませんか。

○高橋（立）委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝特に大きな意味はありません。ちょっと文言の整理をしたものになっております。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝もう1点ですけど、扶養手当の扶養親族から配偶者を段階的に削除するということなんですが、何というんでしようね、1馬力で生活をされてる御家庭の所得というか、世帯収入が減っていくということになると思うんですけども、年間、これ廃止されたときに7万8,000円ぐらい減少するという試算がされてるんですけども、例えばこれは公務員の須崎市の一般職員の給与に関する事ですので、職員の中でこういった改正に疑問の声ですか、そういったことは聞こえてこられないでしょうか。

○高橋（立）委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝今回配偶者の扶養手当について減額するとともに、先ほど説明いたしました扶養している子どもさんの扶養手当を増額している、それがあわせて今回改正について職員組合とも協議を進めてまいりました。この扶養手当に配偶者の分について特に大きな御意見はなかったかとは思いますが、今回は子どもさんの分とあわせて改正をしたところでございます。

○杉山委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ほかにないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第12号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第12号須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第12号須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書25ページからでございます。本議案の主な改正内容でございますが、国家公務員一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則において職員の勤務時間のインターバルの確保に係る努力義務が規定され、令和6年4月1日より施行されていることから、国家公務員の取り組みを参考に地方公共団体においてもインターバルの確保についての検討を求められており、職員の健康確保の観点から所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案書26ページから27ページでございます。初めに、第1条の次に、健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保として第1条の2を加え、勤務の終了からその次の勤務の開始まで職員の健康及び福祉の確保に必要な時間を確保するよう努めなければならないことといたしております。

次に、第9条の3の改正では、これまでに深夜勤務や時間外勤務の制限をする場合の対象となる子どもの年齢の範囲拡大を行ってきたところでございますが、第3項及び第4項において一部3歳までの子どもを対象とした規定を全て就学前までの子どもまでを対象にするための所要の改正を行うものでございます。

次に、第17条の改正では、第1項中「規則で定める者」の次に「(第21条の2第1項において「配偶者等」という。)」とし、職員の介護休暇の対象者を用語で置き換えを行い、また第21条の次に第21条の2及び第21条の3の2条を加え、第21条の2では配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を行うものとし、第21条の3において勤務環境の整備に関する措置として介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため措置を講じるものといた

しております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2項で経過措置を規定いたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第13号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第13号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第13号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書28ページからでございます。本議案は、雇用保険法等、刑法等の改正に伴い国家公務員退職手当法が一部改正されたことにより、須崎市職員の退職手当について改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、29ページをお願いいたします。失業者の退職手当を規定しております第10条第11項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削るものでございます。

次に、第13条、第14条、第15条及び第17条の改正は、刑法等の改正により条文中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めることといたします。

次に、附則第26項、附則第31項、附則第32項及び附則第33項の改正につ

きましては、雇用保険法等の改正に基づくもので、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することいたしておりますが、第13条から第15条まで及び第17条の改正規定並びに附則第3項の規定は令和7年6月1日から施行することといたしております。

また、第2項及び第3項では、必要な経過措置やみなし規定を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第14号 須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第14号須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第14号須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書31ページお願ひいたします。本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

32ページ、改正内容でございますが、第22条第3項中「当該非常勤職員が」の次に「労働基準法第67条の規定による」を加え、引用している法律に条ずれが生じたことから「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第15号 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第15号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第15号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書33ページ、34ページをお願いいたします。改正内容でございますが、第3条第2項において引用している須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い条例番号を改めることとし、次に、別表のうち総合計画審議会条例の一部改正に伴い、総合計画審議会委員の項中「総合計画」の次に「等」を加え、審議会の名称の改正を行い、次に、次世代育成支援行動計画策定委員会委員の項を削り、また生活保護法による嘱託医の項中「生活保護法実行事務費交付基準に定める月額又は日額」を一般嘱託医については年額71万6,480円、精神科嘱託医については年額17万9,120円に改め、また福祉手当関係法令による嘱託医の項を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第16号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第16号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第16号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書35ページ、36ページでございます。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、一部が令和7年4月1日から施行されることに伴い、引用している法律に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案書36ページでございます。第2条第3号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第4号中「法第2条第9項」を「法第2条第10項」に改め、同条第5号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第6号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第17号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第17号須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第17号須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書37ページ、38ページをお願いいたします。本議案は、市長が先般の通行禁止違反で検挙されたことにより、市長の給料を1か月間10分の1減額するものでございます。

改正内容でございますが、第4条中第2項の改正は旅費支給条例の全部改正により条例番号を改めるものであり、附則において、第13項として、市長の給料を令和7年4月1日から同年4月30日までの間、給料月額の10分の1を減じた額とすることといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとし、第4条第2項の改正規定は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝反対するものではありませんが、どのようにこの減額を決められたのか、お聞きします。

○高橋（立）委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝市長の今回の交通違反によって検挙されたことによって、これはもう市長の決断というか、が決めたものでございます。そういう意味ではございませ

んか。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝算出の方法というか、何かほかの事例なんかを見て決められたのかなと
いうことで。

○高橋（立）委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝そうですね、県内の交通違反の例も参考にしながら期間と率について
は決めたところです。

○高橋（立）委員長＝よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第20号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第20号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝市議案第20号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の43ページから45ページでございます。本議案につきましては、内閣府令が公布されたことに伴いまして、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の概要は、保育内容支援に係る連携施設の特例要件の新設、代替保育提供に係る連携施設確保の特例要件の緩和、附則中の連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限の延長であります。

議案書44ページを御覧ください。本条第43条第1項で、特定地域型保育事業者は、特定地型保育が適正かつ確実に実施され及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携協力をを行う幼稚園や保育所を適切に確保しなければならないとありますが、今回の改正で保育内容支援連携施設の確保が著しく困難と認めるときの場合の要件を新たに規定するものでございます。

第43条中で要件を規定することから、第38条第1項中「第43条第3項第1号」を「第43条第3項」と改めます。

次に、第43条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項で、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認めの場合であって、同項各号の要件を全て満たすと認められる場合は連携施設の確保をしないことができると規定。第3項では、保育内容支援連携協力者について規定をしています。

続いて、代替保育提供に係る連携施設確保について、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合の要件を規定します。第43条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に第4項として、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、同項各号のいずれかの要件を満たすときは連携施設の確保しないことができると規定し、第5項には代替保育連携協力者について規定しています。

また、附則第5項中、連携施設に関する経過措置につきまして、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を「10年」を「15年」と改めます。

最後に、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第21号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第21号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝市議案第21号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の46ページから51ページでございます。本議案につきましては、内閣府令及び厚生労働省令が公布されたことに伴いまして、須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の概要は、栄養士法改正による管理栄養士の配置の追加、保育内容支援に係る連携施設確保の特例要件の新設、代替保育提供に係る連携施設確保の特例要件緩和、附則中の連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限の延長、安全計画策定等の義務化、自動車を運行する場合の所在の確認、保育士、保育従事者の配置基準の見直しと経過措置などであります。

議案書47ページを御覧ください。まず第7条につきまして、第1項では、家庭的保育事業者等と保育所等の連携について規定。第2項では、家庭的保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同項各号の要件全てを満たすと認められる場合は、連携施設の確保をしないことができると規定しています。第3項では、保育内容支援連携協力者について規定。第4項では、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同項各号のいずれかの要件を満たす場合は、代替保育に係る連携施設を確保しないこととするとできると規定しています。第5項では、代替保育連携協力者について規定。第6項、第7項は、第2項から第5項までが新しく規定されることから、現行の第4項、第5項をこの改正で第6項、第7項とするものです。

続きまして、49ページでございます。第8条の次に次の2条を加えます。

第8の2では、安全計画を策定、研修及び訓練の定期的実施、また安全計画は必要に応じて変更することを規定しています。

第8条の3では、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合、利用乳幼児

の乗降の際にその所在を確実に把握することができる方法により利用者の所在を確認しなければならないことを規定しています。

続きまして、家庭的保育事業者等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない限り家庭的保育事業所等の設備及び職員は併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる旨の規定ができたことから、第11条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書きを削ります。

続きまして、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の規定を整備するものとして、第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改めます。

続きまして、栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になったことを受け、内閣府令で定める各種施設の基準において栄養士の配置等を求めている部分につき管理栄養士を追加するもので、第17条第1項第2号中「以下同じ。」の次に「又は管理栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第2項に規定する管理栄養士をいう。以下同じ。）」を加え、「栄養士による」を「栄養士又は管理栄養士による」に改めます。

続きまして、保育士、保育従事者の配置基準の見直しにより、第30条第2項第3号中、第32条第2項第3号中、第45条第2項第3号中、第48条第2項第3号中の満3歳以上4歳未満の児童「20人」を「15人」に改め、第30条第2項第4号中、第32条第2項第4号中、第45条第2項第4号中、第48条第2項第4号中の満4歳以上の児童「30人」を「25人」に改めます。

附則第3項中、連携施設に関する経過措置につきまして、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限について「10年」を「15年」と改めます。

また、職員の配置基準に関する経過措置として、附則第10項、第11項を規定します。

最後に、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝議案書の50ページの下なんですけれども、職員の配置基準に関する経過措置の10項についてですが、当分の間というのは具体的にどのぐらいの期間になるのでしょうか。

○高橋（立）委員長＝課長、休憩取りますか。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

午前 9時36分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝法の改正により、当分の間ということで確認をしております。なお、ちょっと資料とかを確認しまして、こちらも確認したいと思います。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝もう1点ですけれども、この10項にある小規模保育事業所、対象になる保育施設が多分市内は1園だと思うんですけれども、この規定がなくても多分影響がない保育所じゃないのかなと思うんですけど、これを加える、10項を加える、10項、11項加える必要があるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝これも法の改正により改めたものでございますので、それで確認いただきたいと思います。

○杉山委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第22号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第22号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝市議案第22号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書52ページから54ページでございます。本議案につきましては、令和5年6月21日付で改正した職員の基準に関する経過措置の特例事項について、令和7年3月31日をもって経過措置の特例期間が終期を迎えること、また厚生労働省令が公布されたことに伴いまして、須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の概要は、安全計画策定等の義務化、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の策定等の努力義務化、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化であります。

議案書53ページを御覧ください。まず、本条例第7条の次に次の2条を加えます。

第7条の2では、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに安全計画を策定、研修及び訓練の定期的実施を行うこと、また安全計画は必要に応じて変更を行うことを規定します。

第7条の3では、利用者の移動について、自動車を運行する場合、利用者の乗降の際に利用者の所在を確実に把握することができる方法により利用者の所在を確認しなければならないと規定しています。

次に、第13条の次に次の1条を加えます。第13条の2で、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに業務継続計画を策定、研修及び訓練の定期的実施を行うこと、また業務継続計画は必要に応じて変更を行うことを規定しています。

次に、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の規定を整備するものとして、第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改めます。

附則第4項につきましては、職員の基準に関する経過措置の特例として、当分の間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるものは、「修了したもの(放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了することを予定している者を含む。)」と改めるものです。

最後に、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝議案書54ページの附則第4項ですが、この当分の間というのも法改正に応じての規定でしょうか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝杉山委員のおっしゃるとおりで、法改正により当分の間ということで確認をしております。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝本条例の第1条を見ますと、これは児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものとして定められてまして、最低基準と呼ばれるものなんですけれども、この条例3条では、この最低基準を超えて運営を向上させる……。3条じゃないわ。3条ですかね。市は、最低基準を常に向上させるよう努めるというふうにあるんですけれども、この職員の基準をちょっと緩和する特例が定められることは、この最低基準の緩和で上の条項で掲げられた常に向上させるよう努めるというところとちょっと抵触するというか、整合性がないのかなというふうに感じたんですけれども、その辺りの御認識をお伺いしてよろしいでしょうか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝この附則につきましても法令が改正されたことによって今回条例を改正することになっております。支援員、職員の研修のことについてになるんですけども、これを終了、今回経過措置の特例が出まして、延長することによりまして研修も受けやすくなるというふうに確認をしております。

○杉山委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩。

午前 9時45分 休憩

午前 9時47分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決す

べきものと決しました。

市議案第23号 須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第23号須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝それでは、市議案第23号須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書55ページ、56ページでございます。本議案は、新しい須崎市総合計画の策定に際し、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として計画を策定することとし、これまで須崎市総合計画審議会及び須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会で御審議いただいていたものを今後は須崎市総合計画等審議会を設置し、一体的に御審議いただくため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容といたしましては、まず題名を須崎市総合計画等審議会条例に改めることとし、第1条では題名に合わせた改正としております。

次に、第2条では須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体となることによる所掌事務の整理を行いまして、第3条及び第4条につきましては今回の改正に合わせた審議会委員の人数変更のほか表記の整理をするものであります。

最後に、附則といたしまして、第1項では施行期日として、この条例は令和7年4月1日から施行することとしており、また第2項の委員の解任では、現在の須崎市総合計画審議会委員の任期が令和8年3月31日までとなっておりますことから、本条例の施行に合わせて委員の解任を規定するものであります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決す

べきものと決しました。

市議案第25号 須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第25号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝おはようございます。

市議案第25号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の59、60ページでございます。今回の改正は、現行の規定では新規雇用従業者の定義が事企業者が事業所立地に際して雇用する従業者とされており、また新規雇用者の人数が10人未満となった場合は指定の取消し要件に該当することになり、新規雇用従業者が不慮の事故や自己都合の退職による退職など誘致企業者の責めにならない場合などでも当該取消し要件に該当してしまう可能性があり、解雇できないといった状況になることも考えられます。

本条例の目的は、本市の企業誘致のために必要な措置を講じることにより雇用促進及び産業の活性化を図り、もって市勢の進展に寄与することとされていることから、誘致企業者が事業所立地時のみならず立地後においても安定した経営と従業者の雇用を維持していくよう整理する必要があることから改正するものであります。

改正内容としましては、第2条第5号中「雇用する従業者」の次に「又は事業所立地後に当該事業所において新たに雇用する従業者」を加えるものとなっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することいたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝課長、ちょっと御質問が2点あります。

非常に賛同する条例の改正なんですけれど、4月1日から施行するということですけれど、当然現在企業が立地をして、もう既に設備もハードもやっちゅうこの企

業も対象として、企業立地後に事業所が雇用したら対象になるのかっていうのが1点目と、この雇用するというのは、当然みんな企業というのは経営していく、長期的にやっていくがやけど、新たに雇用するという従業員、非常にそれこそ当分の間やないけど、難しい問題が出てくると思うんで、その辺ある一定のもうちょっと基準を設けちゃったほうがいいんじゃないかなと思いますけど、この2点について。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝今現在のこの……。

○松田委員＝対象になっちゅう。

○山岡元気創造課長＝がについてもっていふことですよ。

○松田委員＝はい、1点目は。

○山岡元気創造課長＝続いて、あとその雇用者については、ちょっとその期間についても、そこ一定の期間、時間的なもの、期間的なものはまだ課内では話をしてないんですが、今回実は令和6年度で1件あったんですが、そちらが令和3年の11月に指定を受けて、今回やっとこれは確保されて交付できました。そういうふうを考
える中で、今雇用状態がなかなか、新規事業すっととか、やめたりとかある中でのことでしたんで期間とかそういうふうについても、あくまでもこちらに先ほど申しました安定した経営と従業者の雇用ということで、ある一定期間については条例やなくって、慣例ではちょっとあれで、何っていいますかね、そういうふう雇用の維持に向けていけるようながちょっと検討してまいりたいと。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝非常に前向きなありがたい条例の改正なんで、寛大に措置は取ってもらえるということで理解しました。

3年前に立地してくれた会社も苦戦をしゆうのは事実なので、やっぱりそういうふうな期間を猶予してくれることはありがたいことに賛同しますので配慮よろしくお願
いします。

○高橋（立）委員長＝ほかにありませんか。

杉山委員。

○杉山委員＝この事業立地後に当該事業所において新たに雇用する従業者ということなんですが、この雇用形態は問われないのでしょうか。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝用語の、何といいますか、定義のところに新規雇用従業者の定義、設けらせてもらううてますので、こちらが対象になります。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝そちらも拝見してるんですけども、多分社会保険の適用なんかもされる方が対象となっていると思うんですけども、だから週20時間以上とかっていうことになるかと思うんですけども、この雇用の確保とかって、雇用場所の確保

とかっていうこと考えたときに、やっぱり8時間労働の者とかっていうことがあると非常に須崎市の雇用環境としてもいいのかなというふうに思ったんですが、その8時間とかいうことまでは求めないということでおよろしいですか。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝やはり市としましても安定してというか、継続して雇っていただきたい思いもありますので、こういった先に社会保険の被保険者も対象になりますので、何とか正職員みたいなことですかね、こちらを雇っていただけるようにを条件にさせてもうてます。あえて8時間とかそういった内容はここでは言ってありません。

○杉山委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第30号 専決処分の承認について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第30号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝おはようございます。

市議案第30号専決処分の承認について説明いたします。

議案書71ページ及び72ページでございます。本議案は、令和5年11月6日に須崎市立スポーツセンターよこなみアリーナで発生いたしました事故に関して、相手方と和解し、損害賠償の額を決定することにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げますとともに御承認をお願いするものでございます。

損害賠償額は67万8,851円。損害賠償額の相手方は、高岡郡四万十町川ノ内274-5、小笠原康眞氏、小笠原円氏。和解内容は、記載のとおりであります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎委員。

○大崎副委員長＝議案の説明会でもありましたけど、向こう遠足で来て、事故があつちゅうと。まあ誰の管理かももちろん問われるかもしれませんけど、ここまでいかないかんかったもんなのかどうか。

この賠償の金額は、いたら須崎市役所としては保険で、何の財源で払うのか、その辺ちょっとお答えできますか。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝そしたら、事故の経過についてちょっと御説明させていただきます。

○大崎副委員長＝経過、財源よ財源。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝財源ですか。

○大崎副委員長＝うん。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝財源につきましては、保険会社から支払われます。

須崎市の一般会計から支払うものではございません。

○大崎副委員長＝分かりました。僕はこれでええです。

○高橋（立）委員長＝ほかに質疑ございませんか。

松田委員。

○松田委員＝非常にこの事故、痛ましい事故で、ちっちゃな子どもが大きなかげがしたこと、それは状況はすごく分かるがですけれど、命に関わらなくてよかったとはいえ、専決で処分するに至った経緯、ここが非常に大きな事故だったら、こういう専決で、休業損害まで請求してくる相手方がいかがなもんかと思うのを専決処分でした後の判断基準って何やったのを教えてもらえんですか。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝この事故、先ほど申し上げましたように、令和5年11月6日にスポーツセンターよこなみアリーナで発生をいたしました。事故につきましては、エントランスにある円柱の柱部分に登って遊んでいた子どもが滑り下りたときに円柱の下の設置部分にあったステンレス製の板の一部が剥がれていたと。そこに足を接触させて、右足裏裂傷を負ったという内容でございます。

事故後、相手方の保護者、そして我々、保育園とともに数回協議もさせていただきました。保育園側としても保育園の活動中の事故ということもあって、一部保育園側も補償します。我々としても、施設の不備、管理責任もありますので、損害賠償保険の保険会社に相談しましたところ、医療費を除く慰謝料、それから通院費等が対象になるということで、そちらの話もさせていただきました。

その中で相手側からも特段係争に発展するような発言もなく、保険会社側も請求

されたら支払いはできますという話で進んでおりまして、最終的に通院が終わりました頃に移送費、それから休業補償の分の請求が出てきまして、その請求の内容によって保険会社が算定し、この金額を定めたといった内容となっておりますので、我々で特段弁護士等に相談するとかいったことはしませんでした。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝円満にほんなら解決をしたと理解をしていいならですけれど、この間説明を受けたときに非常に円満解決ではなくて、相手方がかなりいろんなこと言ってきて、保険で支払えるから支払えたというふうな形を取ったかのような理解をしていましたんで、今向こう側にも誠意を尽くして、普通、そういったことで、もう、いやいや、保育側も保険で、もうけがを治ったので、いいですよって、通常の親ならここまで請求しないんじゃないかなって想像したので、相手方がかなり須崎市側の不備を突いてきたのかなという理解をしたんですね。

今回、今説明受けたときには、そんなに相手が言ってきたんじゃなくて、こういうこと、どっかで知識のある保護者だったと想定をするので、そこが円満に終わっていれば専決でやったことに対してよかつたんやけど、かなりもめちよって、専決でやらないかんかったっていうがやったら今回の専決処分に対しては反対もせんと、今後何でもかんでもこうやって専決で処分するような問題なのかということがちょっと疑問に思っていたので、理解をしましたので。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝施設保険が適用されたということで、今後、保険料が上がるのかということと、再発防止に向けた取り組みについてお伺いします。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝保険料の上昇についてちょっとまだ確認をしておりませんので、また再度確認はしております。

それと不備のあった部分につきましては、昨年、今年度実施しましたスポーツセンターのエントランス及び外構等改修工事におきまして不備箇所を全て指定管理者で洗い出していただいて、全て対応をしておりますことを御報告したいと思います。以上でございます。

○高橋（立）委員長＝高橋委員。

○高橋（祐）委員＝お疲れさまです。先ほど松田委員おっしゃったように、もうほぼほぼ私も同意見でございます。

ただ、今回エントランスの柱というところと、あとプラス保護者が同伴だったということと、また保育の先生も同行しとったと。遊具のところで例えば遊びよって、その器具が破損しちゅう、そこが原因でけがをなされたということやったら、もちろんこちらに不備がある。これは至極当然だと思うんですけども、柱を登りよって、それ登ってええとこではないと思います。なおさら保護者がおったら、あん

たそんなとこ登つたらいかんぜよというのはこれ常でありますので、その保護者にも少し、けがなされちゅうのでちょっと心痛いんですけども、ちょっと不備があるんじゃないかなと思うわけでございます。

今後の対応としまして、今回円満に解決なされたということで、これ以上は何も申しませんけれども、今後はもう事前にまた御相談を専決する前にいただきたいとお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。以上です。

○高橋（立）委員長＝よろしいですか。

○高橋（祐）委員＝はい。

○高橋（立）委員長＝ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時14分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

市議案第31号 専決処分の承認について《分割》

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第31号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書73ページ、市議案第31号専決処分の承認についてについてまして御説明いたします。

本議案は、令和6年度須崎市一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに承認をお願いするものでございます。

別冊令和6年度須崎市補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正に

つきましては、すさきがすさき応援事業費及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による非課税世帯支援事業費の更正となっており、歳入歳出にそれぞれ4億1, 371万3, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億5, 449万7, 000円とするものでございます。

内容につきましては、所管課から説明をいたします。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝それでは、市議案第31号、令和7年2月補正のうち、元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊令和6年度須崎市補正予算書5ページをお開きください。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、すさきがすさき応援事業費1億5, 953万7, 000円の増額補正につきましては、こちら寄附の見込額35億7, 500万円のところを2億7, 500万円増額し、38億5, 000万円とするための必要経費を計上したものであります。

必要経費の主な内訳としまして、郵送料、各ポータルサイト及びクレジット決済手数料など役務費で2, 641万1, 000円、返礼品発送等に係る委託料で1億3, 312万6, 000円となっております。

続きまして、すさきがすさき応援基金積立金につきましては、増額する寄附金額からふるさと納税事業に係る必要経費を差し引いたものに利子分を加えた1億1, 555万6, 000円を見込んでおります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第32号 令和7年度須崎市一般会計予算について《分割》

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第32号令和7年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

委員会再編により大変分量が多くなっておりますので、まずは旧総務委員会関係

の議案から説明、質疑応答を行い、その後、旧教育民生委員会関係の議案説明、質疑応答を行いたいと思います。最後に、まとめて当議案の採決を行います。

説明は、令和7年度当初予算主要事業説明書で簡潔にお願いをいたします。

それでは、順次執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長=それでは、市議案第32号令和7年度須崎市一般会計予算について、総務課所管分を御説明いたします。

別冊令和7年度当初予算主要事業説明書により御説明いたします。

8ページ、第1款議会費、細目01議員人件費は、14人分の議員報酬、期末手当、共済費で前年度並みの8,230万4,000円となっております。

続きまして、9ページ、細目03議会運営費は、議会活動に要する経費で985万円。内訳は、会計年度任用職員雇用経費や事務経費、また全国議長会負担金や政務活動費などの負担金補助及び交付金などとなっております。

続きまして、10ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の細目03会計年度任用職員雇用経費は、報酬、手当、共済費、災害補償費、旅費の合計5,298万9,000円となっております。

11ページ、細目04総務管理費につきましては1,640万8,000円で、市民表彰をはじめ、個人情報保護や情報公開、入札関係等、総務管財係が所管する総務全般経費となっております。

12ページ、細目05人事管理研修費1,798万円は、人事管理及び職員の資質向上のための研修に要する経費で、職員採用試験をはじめとする委託料及び各種システムに係る使用料及び賃借料が主なものとなっております。

14ページ、細目07例規管理費は、データベース及び紙媒体での例規システムの管理に要する経費として、委託料及び使用料等で410万1,000円であります。

次に、16ページ、第3目財政管理費、細目01財政管理費588万2,000円につきましては、主に地方公会計更新業務委託料324万5,000円及び財務会計システムリース料に係る使用料及び賃借料で200万5,000円となっております。

次に、18ページ、第5目財産管理費、細目01市有財産管理費1億2,856万7,000円は、市有財産管理に要する経費で、庁舎の光熱水費や修繕料、電話料、清掃、管理業務委託などとなっておりますが、前年度比6,561万2,000円の増額要因といたしましては、旧西部保育園解体工事設計業務委託料や市役所の電気設備大規模更新工事費、また電動草刈り機購入費を新たに計上したことによるものです。

19ページ、細目03公用車集中管理費は、総務課で管理する26台分の公用車

の需用費、役務費、使用料及び賃借料などとなっておりまして、831万円となっております。

20ページ、細目04施設等整備基金積立金2億66万1,000円は、主に給食センター施設整備及び公共施設老朽化対策のための任意積立てに要する経費で、令和5年度より2億円といたしております。

21ページ、細目10公共施設緊急修繕事業費1,000万円は、経年劣化等による各種公共施設の緊急修繕に対応するための箇所づけなしの枠予算となっております。

次に、63ページまで進んでいただきまして、第8目交通安全対策費、細目01交通安全対策費228万9,000円は、交通安全指導員報酬費をはじめ、交通安全対策に係るソフト事業に要する経費となっております。

64ページ、細目02交通安全施設整備費600万円は、カーブミラーやガードレール等の安全対策及び交通安全施設の設置、修繕等に係る経費となっております。

65ページ、第9目諸費、細目01防犯対策経費は、須崎地区地域安全協会負担金や防犯灯設置補助金などで401万3,000円となっております。

67ページ、細目03国庫返還金は、国庫返還金に要する経費として300万円を計上いたしております。

続きまして、82ページでございますが、第2款総務費第4項選挙費第1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員会委員報酬をはじめ、選挙管理委員会の事務等に要する経費57万円となっております。

83ページ、第2目選挙常時啓発費、細目01選挙常時啓発費12万円は、明るい選挙推進協議会に要する経費となっております。

84ページ、第3目参議院議員選挙費は、令和7年7月執行予定の参議院議員選挙の執行に要する経費で、2,050万9,000円となっております。今回の選挙から移動期日前投票を実施することとしており、それに要する費用を計上いたしております。

次に、基幹統計に要する経費でございますが、85ページ、第5項統計調査費第1目統計調査総務費、細目02学校基本調査費は1万2,000円、86ページ、細目07経済センサスは13万1,000円、87ページ、細目09国勢調査費は、本年10月1日を調査期日として実施されることとなっており、その調査に要する経費で1,448万2,000円となっております。88ページ、細目10農林業センサスは、5万4,000円となっております。

89ページ、第6項監査委員費第1目監査委員費、細目02監査委員費476万4,000円は、2名の監査委員及び会計年度任用職員の報酬をはじめ、監査の実施及び監査委員事務局に要する経費となっております。

次に、別冊令和7年度須崎市一般会計予算書をお願いいたします。9ページ、第

3表地方債でございますが、起債の目的別に、公共事業等720万円、災害復旧事業4,090万円、過疎対策事業45億4,860万円、公共施設等適正管理推進事業610万円、緊急自然災害防止対策事業7,820万円、緊急浚渫推進事業800万円の総額47億5,380万円を限度額とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりといたしております。

以上が総務課所管分の説明でございます。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝続きまして、プロジェクト推進室所管分を御説明させていただきます。

令和7年度当初予算主要事業説明書13ページを御覧ください。企画管理費689万3,000円は、主に市長公務に要する費用で、出張旅費、交際費、使用料のほか、市長会などの負担金となっております。

続きまして、38ページを御覧ください。プロジェクト推進事業費2,046万2,000円につきましては、主なものとして、市政全般への助言を受ける地域力創造アドバイザー業務委託料として560万円、こちらは総務省人材ネット地域力創造アドバイザーに登録されております堀見和道さんへの委託料となっております。続きまして、地方創生に关心のあるデジタル知見を持つ人材と地域住民が地域課題の解決に向けたDXの推進や関係人口の創出などを目的とした政策アドバイザー業務委託料として324万円、こちらは合同会社Rena代表社員の水戸り～なさんです。理由としましては、デジタル分野における海外との交流や技術を持っている方でございます。続きまして、本市のこれからの方針や様々な取り組みに持続可能な地域社会の実現に向けたSDGsの考え方を取り入れ、また各施設へ反映するためのSDGsアドバイザー業務委託料として517万5,000円でございます。こちらの環境分野における高い知識を有しますスタンフォード大卒のグレイソン氏への委託料でございます。そして都会に住む方々が須崎市に滞在し、講座やワーキングを通じ課題や取り組みについてプランを考え、市長に提案いたします丸の内プラチナ大学逆参勤交代コース開催業務委託料として220万円になります。こちらは三菱総研が提唱する逆参勤交代のキャリア講座をやっております松田智生さんへの委託料となっております。そしてドローンを活用するに当たりまして、市内全域の通信を網羅できる無線携帯端末機、Silvusの活用推進検証業務委託料として28万6,000円、こちらは災害時など市内をドローンで撮影する際、対策本部でリアルタイム映像が見られることで迅速な対応ができるとしております。11月の防災訓練で実証実験をする予定でございます。続きまして、ドローンを活用したすさきオープンウォータースイミング2025ライブ配信等業務委託料283万8,000円につきましては、RKCへの委託料となっております。その他需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金でございます。

次に、46ページを御覧ください。地域おこし協力隊費2,743万6,000円につきましては、須崎総合高校魅力化担当に1名、釣りバカシティプロジェクト担当に2名、海のまちインバウンド担当に1名、SDGs担当に1名の5名となっております。そちらの報酬、共済費、旅費ほか、住居費用などとなっております。

次に、54ページをお開きください。釣りバカシティプロジェクト推進事業費700万1,000円につきましては、世界で一番釣り人に優しいまちをテーマに釣りを通して関係人口の構築とともに本市の魅力を売り出していこうとするものでございます。主な取り組みにつきましては、フィッシングショーへの参加、釣り大会の開催やインストラクターの招聘、釣り具メーカーや販売店との連携、初心者やファミリー層へのレンタル釣り具の整備、ホームページの作成、また「釣りバカ日誌」のキャラクター使用に係る版権使用料となっております。

次に、55ページを御覧ください。多文化共生のまちづくり事業費516万5,000円につきましては、技能実習生をはじめとする外国人の働き手については、一次産業のほか様々な業種間で非常に重要な役割を担っておりますし、そして今後も増加することが見込まれています。このような中、お互いを尊重し合い、安心して生活できる環境づくりと労働力不足解消に向けた取り組みを行う経費としての多文化共生アドバイザー業務委託料と会計年度任用職員の報酬及び日本語サロン開設費用等でございます。

次に、56ページ、観光クラスター整備事業費4億8,706万2,000円につきましては、海のまちホテル事業整備に要するもので、活用を予定しております旧岩井レコード店、旧錦湯の空き家改修工事管理業務委託料が798万6,000円、空き家改修工事費が2億7,327万8,000円でございます。こちらは令和8年度の早い段階に向けて実施を予定しております。そして地域活性化企業人負担金として560万円、水道加入金が19万8,000円、観光クラスター施設整備事業費補助金が2億円、こちらは吉村旅館の改修費用でございます。

次に、59ページを御覧ください。海のまちプロジェクト推進事業費3,263万円は、海のまちプロジェクトの推進に要する経費で、主な取り組みとしては、須崎駅のコインロッカーの管理委託料60万円、須崎市海のまちづくり推進施設指定管理委託料として1,800万円、また海のまちプロジェクト推進協議会への補助金が1,000万円となっております。

次に、60ページを御覧ください。図書館のある海のまち創り基金積立金では、基金利子収入の積立金が1,000円となっております。

以上でございます。

○高橋（立）委員長=企画情報課長。

○堅田企画情報課長=続きまして、企画情報課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

令和7年度当初予算主要事業説明書の15ページをお願いいたします。まず、文書広報費につきましては、広報「すさき」の発行等に要する経費でございます。主なものといたしましては、まず報償費につきましては広報の配布に際し御協力をいただいております部落長等への報酬費としまして200万円、役務費につきましてはシルバー人材センターへの配布手数料などとして372万4,000円、委託料につきましては広報の編集、印刷に要する費用としまして708万円となっております。

続きまして、22ページ、企画費でございます。主なものといたしまして、まず需用費につきましては、消耗品費として22万9,000円、桐間温泉のポンプ電気料として14万円、同じくポンプが故障した際の修繕料として156万9,000円、負担金補助及び交付金としましては高幡広域市町村圏事務組合負担金などとして558万8,000円などとなっております。

続きまして、36ページお願いいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費であります。内容といたしましては、総合戦略推進委員会を開催した際の委員報償費が主なものとなります。なお、今議会に須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の議案を御提案しております、議決をいただいた場合は、この事業に係る予算につきましては7年度中の補正予算での不要の御提案をさせていただく予定しております。

次に、37ページお願いいたします。新築住宅取得支援事業費であります。この事業は、人口減少対策として市民が新築住宅取得に際し、その購入費用を支援しようとするもので、負担金補助及び交付金として1,000万円となっております。具体的には、本市に住民票のある方や本市に居住をしようとする方が本市に新築の住宅を取得する際に100万円を上限として奨励金の交付を行うものであります、特に申請者の年齢要件などはありません。なお、要綱等詳細につきましては、今後詰めさせていただく予定しております。

続きまして、39ページになります。交通対策事業費であります。この事業は、市内の交通対策や利用促進に要する経費となります。主なものといたしまして、需用費及び役務費では久通及び吾桑地域で運行しておりますコミュニティバスの修繕料や保険料としまして53万6,000円、負担金補助及び交付金につきましては、中土佐町廃止代替バス利用負担金として40万円、高陵交通が運行しております高陵地域生活バス路線運行維持費補助金としまして888万3,000円、高陵交通のバス更新のため公共交通活性化支援事業費補助金としまして563万4,000円、多ノ郷北部地域の予約型乗合タクシー補助金としまして36万円などとなっております。

続きまして、40ページ、少子化対策事業費であります。この事業は、少子化対策、人口増を目的としまして39歳以下の新婚夫婦を対象に結婚新生活応援事業と

して婚姻に伴う新生活のためのアパート費用など住宅取得費用などの一部について補助するもので、負担金補助及び交付金として720万円となっております。

次に、41ページをお願いいたします。子育て世帯新築住宅取得支援事業費であります。この事業は、人口減少対策として子育て世帯の新築住宅取得に際し、その購入費用を支援しようとするもので、負担金補助及び交付金として6,000万円となっております。具体的には、18歳以下の子どもを養育する本市に住民票のある方や、本市に居住しようとする方が本市に新築住宅を取得する際に300万円を上限として奨励金の交付を行うものであります。子育て世帯の親等の年齢に要件はありません。こちらも要綱等詳細につきましては、今後詰める予定しております。

続きまして、44ページをお願いいたします。すさきがすさき奨学金返還支援事業費であります。この事業は、若い世代の人材確保と本市への定住を図ることを目的として、奨学金の貸与を受けて大学などに進学した方が本市に居住し、奨学金の返還を行う場合、返還額の一部を補助するもので、新規20件、継続69件程度を想定しております。負担金補助及び交付金などとしまして1,065万円となっております。

次に、51ページをお願いいたします。私立学校施設整備支援事業費であります。こちらにつきましては、明徳義塾中・高等学校が本市に整備をしました寄宿舎への補助金で、令和7年度分といたしまして負担金補助及び交付金として2,000万円となっております。

次に、61ページをお願いいたします。まち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金であります。これはまち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金の利子収入の見込みを基金に積み立てるものとして、積立金30万8,000円となっております。

次に、62ページ、情報管理費でございます。これは情報システムの維持、管理、更新等に要する経費であります。主なものといたしまして、役務費ではオンライン会議で使用するパソコンの設定費用としまして92万4,000円や県内自治体と県を結ぶ回線や本庁と出先機関を結びます回線接続に要する費用としまして152万5,000円などとなっております。委託料では、府内ネットワーク関連の保守費用としまして525万6,000円、マルチベンダーサポート委託料としまして498万2,000円、住民情報システム関係の業務帳票印刷サービス委託料としまして1,154万9,000円、府内のプリンター保守料としまして140万8,000円、放課後児童クラブへのネットワーク回線整備に152万5,000円、住民情報システムの標準化移行業務委託料としまして7,789万1,000円、デジタル化の推進に伴うICTアドバイザー業務委託料としましては176万円、マイクロソフトオフィスのライセンス更新料としまして5,001万6,000円、職員が業務データを保存するファイルサーバーの更新業務委託料としまして

873万6,000円などとなっております。続きまして、使用料及び賃借料につきましては、ASP住民情報システムの使用料としまして7,486万6,000円、高知県情報セキュリティクラウドオプション使用料として282万2,000円、庁内で職員が情報共有を行う機能を持ちますグループウェアの使用料としまして205万3,000円、LGWANの回線ルーター使用料代としまして177万6,000円、職員が業務で使用します端末のリース料としまして2,222万3,000円、自治体情報システムの標準化に伴うガバメントクラウドの使用料としまして2,034万7,000円、防災業務等の職員間の情報共有で使用しますLINE WORKSの使用料といたしまして178万2,000円などとなっております。続きまして、備品購入費といたしましては、庁内の会議等で使用しますパソコンの購入費用としまして345万円、住民基本台帳機器の揺れ防止をするためのダンパーの購入費としまして158万6,000円などとなっております。負担金補助及び交付金といたしましては、自治体中間サーバー利用負担金としまして723万円、高知県セキュリティークラウド負担金としまして260万円などとなっております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝会計課長。

○小野会計管理者兼会計課長＝それでは、会計課所管分につきまして御説明申し上げます。

令和7年度当初予算主要事業説明書の17ページをお願いいたします。会計管理費は、会計事務に要する経費でございまして、需用費が26万円、役務費が400万5,000円となっております。役務費につきましては、昨年の10月から公金の支出に対しましても振込手数料がかかることになりましたので、1件当たり税込み88円、月平均3,788件として、12月分として400万円を計上しております。ほか各課窓口での釣銭用としての貸付金が38万円、合計464万5,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝続きまして、元気創造課所管分について御説明申し上げます。

別冊令和7年度当初予算主要事業説明書23ページからでございます。まず初めに、カワウソのまちづくり事業費13万3,000円につきましては、自然環境の保全及び意識の向上を図るための野外博物館事業を実施するため、NPO法人四国自然史科学研究センターへの業務委託料と事務経費となっております。

次に、25ページ、すさきがすきさ応援事業費16億6,795万円につきましては、ふるさと納税の業務に関する事務経費及び返礼品発送等委託料となっておりまして、事務経費の主な内訳といたしましては、郵送料、各ポータルサイト及び各

クレジット決済手数料など役務費2億6,737万8,000円、返礼品発送等に係る委託料14億21万2,000円となっております。

次のページ、すさきがすさき応援基金積立金につきましては、寄附金額からふるさと納税事業に係る必要経費を差し引いた10億8,165万7,000円を見込んでおります。

次に、27ページ、移住促進等集落維持・再生事業費3,288万6,000円につきましては、移住促進事業に係るNPO法人暮らすさきへの委託料や荷物整理事業補助金、住宅改修補助金、移住支援金やワーキングホリデーの受入れの補助金などの費用を計上しております。

次に、30ページ、集落支援員配置事業費698万7,000円につきましては、集落活動センターあわの指定管理委託料、また集落支援員配置のための経費でございます。

次に、31ページ、須崎的文化創造戦略事業費211万1,000円につきましては、すさきスタートアップコンテスト開催に要する経費とビジネスプラン支援事業費補助金でございます。

次のページ、すさき街角ギャラリー運営費1,290万5,000円につきましては、指定管理委託料及び駐車場借り上げに係る賃借料となっております。

次に、33ページ、芸術のまちづくり事業費300万円につきましては、現代地方譚アーティスト・イン・レジデンス須崎実施のための実行委員会への補助金でございます。

次のページ、移住者向けお試し滞在施設運営費34万3,000円につきましては、お試し住宅の運営に要する費用でございます。

次に、35ページ、マスコットキャラクター事業費5,040万3,000円につきましては、しんじょう君の活動に伴う各種事業経費及びご当地キャラまつりへの補助金となっております。

次に、ちょっと飛びまして、42ページ、企業等誘致促進事業費5,503万円は、企業等の誘致促進に要する経費でございます。

次に、45ページ、地域おこし協力隊費でございますが、浦ノ内のジビエ担当1名分、移住に関する業務を担当する協力隊員1名、また地元商品販売拡大や道の駅のEC事業等の販路拡大等を担当する協力隊員1名、合わせ3名分の報酬、共済費、住居家賃、活動費等で、合計1,800万7,000円となっております。

次に、48ページ、すさきまちなか学舎運営費20万9,000円は、浄化槽の法定検査費用など施設の管理に要する費用でございます。

次に、49ページ、中間管理住宅整備事業費50万円は、物件の管理運営料や賃借料等移住者向けの中間管理住宅の管理に要する経費でございます。

次に、57ページ、女性活躍推進事業費3,586万円は、女性が職場、地域で

活躍でき、安心して住み続けられるまちづくりの事業を展開することを目指した事業で、内訳としまして、業務委託料等で2,710万円、環境整備に係る補助金として876万円を計上しております。

次に、68ページになります。コミュニティ推進事業費266万3,000円につきましては、従前の各地域の集会所の改修等に対する補助金のほか、令和7年度から新たに地域住民を対象としたイベントの実施やコミュニティ組織の結成等に係る費用の一部の助成をするための補助金、あと妙見山交流会館維持管理費でございます。

続きまして、飛びますが、298ページになります。第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費の商工振興費1,033万6,000円につきましては、S A T情報館の維持管理費用や中小事業者の事業継続、拡大への支援を行うための事業継続拡大支援補助金や事業承継等推進事業費補助金、空き店舗対策事業費補助金、中山間地域商業機能維持支援事業費補助金など商工振興全般に要する経費となっております。

次に、299ページ、道の駅管理運営事業費1,274万9,000円でございますが、こちらは道の駅の施設全般の管理運営のほか、昇降機修繕工事、屋内トイレ改修工事等の工事費546万8,000円などを計上いたしております。

次のページ、重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化事業費346万6,000円は、消費生活相談員の人事費のほか、消費者問題に関する研修会や出前講座の開催、またチラシやパンフレットの配布等により啓発を図るためのものでございます。

次に、301ページ、国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業費13万3,000円は、消費生活相談員及び担当職員のレベルアップを図るための研修参加に要する費用となっております。

次のページ、須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業費2億7,448万6,000円につきましては、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより市内における新たな地場産品の創出や事業者の創意工夫及び自助努力による取り組みを支援する補助金となっており、令和7年度は令和6年度に採択されました2つの取り組みを支援するものとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝それでは、続きまして、文化スポーツ・観光課所管分について御説明いたします。

令和7年度当初予算主要事業説明書の24ページをお願いいたします。まち全域がサービスエリア構想推進事業費100万円でございます。この事業は、まち全域がサービスエリア構想に基づき、市外からの誘客と地域振興に寄与する活動に対し

補助金を交付するものでありますて、令和6年度まで元気創造課で所管しておりましたが、近年、本市観光振興に係る取り組みが主となっておりまして、来年度から所管替えを行うものであります。予算の内訳につきましては、1件20万円を上限とし、5事業を予定しております。

続きまして、29ページをお願いいたします。地域おこし協力隊費986万6,000円でございます。この事業は、カヌーの振興により地域活性化の取り組みにつきまして、地域おこし協力隊員を2名雇用し取り組んでおりますが、その隊員の報酬や共済費、住居費等に要する経費、また活動に対しての旅費やカヌー教室などのイベント開催に係る謝金、需用費、使用料のほか、新たに雇用する隊員の小型船舶免許取得費用などとなっております。

続きまして、43ページ、スケートパーク整備事業費11億8,320万円でございます。当該事業に係る職員給与として300万円、整備完了後の運用等の検討を行うための視察に係る旅費等26万2,000円、消耗品等需用費55万1,000円、委託料としまして施工管理及びパーク内セクション部分の施工監修を合わせて2,469万5,000円、工事請負費としまして11億5,457万1,000円、新たに水道を設置するための水道加入負担金12万1,000円となっております。

続きまして、47ページ、カヌー推進事業費139万6,000円でございます。この事業は、浦ノ内湾の自然豊かな環境を生かして、カヌースプリント競技の振興により地域活性化に取り組むものでありますて、委託料はジュニアナショナルチーム合宿受入れの際のマイクロバス運行委託料、負担金補助及び交付金につきましては県外大学、高校やナショナルチーム等のカヌー合宿に際して1件25万円を上限とし、4団体への助成を予定しております。

続きまして、52ページをお願いいたします。ホストタウン推進事業費32万1,000円でございます。この事業は、2020東京オリンピックをきっかけとしたチェコ共和国とのホストタウン事業の推進に要する費用となっておりまして、交流イベント等の開催における講師謝金や旅費等となっております。

続きまして、53ページ、野外体験施設運営費1,818万7,000円でございます。須崎市野外体験施設及び浦ノ内遊具公園に関する経費となっておりまして、委託料1,737万4,000円の内訳といたしましては、野外体験施設の指定管理委託料1,441万3,000円、遊具公園トイレを含む公園管理委託料としまして225万6,000円などとなっております。

続きまして、303ページに飛びます。観光費4,151万8,000円でございます。この事業につきましては、観光客の誘致など交流人口の拡大を目的とした取り組みや観光施設の維持管理などに要する経費となっております。主なものといたしまして、夏の大阪・関西万博への出展に係る職員等派遣の旅費188万6,0

00円、委託料では須崎市観光協会に対する体験型観光の推進等に要する委託料としまして138万円、大阪・関西万博における市内事業者の出展に係る委託料75万円などとなっております。使用料及び賃借料では、有料道路や駐車場使用料のほか、本年度も実施いたしました大阪アンテナショップでの観光PRイベントに係る会場使用料など63万円となっております。工事請負費は、観光漁業センター1階へのエアコン設置費用に加え、県と県内市町村で取り組むこととなっておりますポケモンが描かれたマンホール、ポケふたの設置費用などとなっております。負担金及び交付金では、株式会社JTBから須崎市観光協会へ派遣いただいております職員の負担金として560万円、奥四万十高知運営負担金として500万円、大阪・関西万博首長連合負担金として96万円、須崎市観光協会への補助金としまして1,174万3,000円、2年目となりますどっぷり高知補助金として250万3,000円、須崎まつり事業への補助金としまして530万円、また次年度から新たな事業としまして観光漁業センター遊漁船の安全対策、機能強化を実施するための補助金200万円などとなっております。

次に、405ページをお願いいたします。文化事業推進事業費48万5,000円でございます。この事業につきましては、須崎市展の開催に際し、審査員への謝礼金などとして27万1,000円、令和8年度に本県で開催が予定されております国民文化祭に関し、令和7年度の開催地であります長崎県への視察費用として20万2,000円などとなっております。

続きまして、420ページをお願いいたします。文化会館運営費9,178万6,000円でございます。この事業につきましては、市民文化会館の運営に必要な経費となっておりまして、主なものといたしまして、委託料では指定管理委託料として6,293万5,000円、施設の老朽化によります長寿命化計画策定に係る調査業務委託料1,081万3,000円、使用料及び賃借料では文化会館の第2、第3駐車場の賃借料として318万2,000円、工事請負費では屋上防水改修に係る工事費として1,431万1,000円などとなっております。

続きまして、421ページをお願いいたします。保健体育総務費1億5,513万1,000円でございます。この事業につきましては、生涯スポーツの推進及び社会体育施設の維持管理に要する経費となっております。旅費、需用費、役務費等の事務経費を除きまして、主なものといたしましては、委託料としまして多ノ郷体育センターに係る大規模改修工事監理業務委託料及び浄化槽清掃などの委託料として391万1,000円、工事請負費としまして多ノ郷体育センター大規模改修工事費1億4,084万4,000円、負担金補助及び交付金ではドラゴンカヌー大会補助金に130万円、オープンウォータースイミング大会補助金に435万円などとなっております。

続きまして、422ページ、スポーツセンター管理費5,985万8,000円

でございます。この事業につきましては、須崎市立スポーツセンターの維持管理及び運営に必要な経費となっておりまして、主なものといたしましては、需用費では体験学習施設雨漏り修繕料としまして250万円、委託料では指定管理委託料として5,490万円などとなっており、備品購入費としましてはコモド浦ノ内で使用するS U P及び海上アスレチックなどの破損によるパーツ等購入やドラゴンカヌーで使用する櫂の購入費など200万円となっております。

最後に、423ページ、海洋スポーツパーク構想推進事業基金積立金3万円につきましては、基金積立金の利子収入を基金に積み立てるものとなります。

以上となります。長くなりましたが、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝防災課長。

○濱崎防災課長＝引き続き、主要事業説明書の69ページをお開きください。防災対策費、これは防災対策全般に要する経費でありますと、3,653万円、前年度比で約3倍となっております。その内訳としましては、需用費1,386万7,000円のうち主なものは、防災用消耗品の備蓄用アルファ化米、飲料水、乳児用のミルクの購入に約1,250万円を充てることになっております。役務費297万5,000円は、主に防災・減災費用保険料が大幅に増えましたので、215万6,000円を計上しております。委託料につきましては1,615万9,000円、これは大幅な増額の主要な要因になってますが、令和7年度から取り組みます事前復興まちづくり計画策定経費の計上によるものであります。負担金補助及び交付金239万1,000円は、主に消防防災ヘリ運航連絡協議会負担金200万6,000円などとなっております。

続いて、70ページを御覧ください。防災行政無線維持管理費1,074万2,000円を計上しております。内訳としましては、需用費225万9,000円は防災無線電気料96万円と修繕費につきましては、虚空蔵山に設置しております防災行政無線用の送信用のバッテリー交換経費約100万円を含めた123万9,000円が主なものとなっております。委託料827万3,000円につきましては、主に東京テレメッセージとのデジタル同報無線保守業務委託費783万7,000円などとなっております。

次に、71ページをお開きください。総合防災・避難訓練経費70万円を計上しております。令和7年度は、各年度に行っております総合防災訓練と市内一斉訓練の合わせた経費となっております。

次に、72ページを御覧ください。自主防災組織活動支援事業費1,240万円は、自主防災組織の活動の支援に要する補助金で、昨年度当初比300万円増となっておりますが、令和6年度の最終予算額相当額を当初予算より確保したものとなっております。

続きまして、73ページ、地域防災体制整備支援事業費157万7,000円に

つきましては、主な内訳としましては、委託料98万2,000円で、高知大学との連携、協働で行っております、まちなか学舎を中心とした防災推進事業委託料で、様々な防災対策のソフト事業での市民の防災意識の向上を図っていくものとなっております。

次に、74ページを御覧ください。木造住宅耐震化促進事業費1億566万8,000円を計上しております。前年度当初比約65%増しとなっておりまして、この事業につきましては既に御存じのとおり昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するもので、その内訳としましては、委託料778万3,000円、これは木造住宅の耐震診断調査委託料として耐震診断士の派遣委託料90件分を計上しております。次に、負担金補助及び交付金9,703万8,000円は、主に耐震設計と改修費への補助金でありまして、1件当たり耐震設計補助上限額を35万6,000円、耐震改修補助上限額を165万円、合わせて200万6,000円を上限に48件分の部分を確保しております。また、家具転倒防止対策についても引き続き予算を確保し、補助上限額3万円の25件分、75万円を確保しております。これらにつきましては事業状況を見極めながら引き続き必要額の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、75ページをお開きください。都市防災総合推進事業費2,100万円は、皆増であります、これは避難道の整備を行う事業であります。原町の自主防災組織との避難経路の現地点検する中で新たに整備要望がありまして、避難ルートの複数化と安全を確保するために整備を行おうとするものです。延長は、約90メートルを予定しております。

次に、76ページを御覧ください。ブロック塀等耐震対策事業費1,000万円、これはブロック塀の撤去改修補助金でありまして、昨年度より補助限度額40万円に改定しまして、25件分を確保しております。

次に、77ページをお開きください。老朽住宅等除却事業費5,006万5,000円、これは避難の妨げとなります危険空き家を除却するための補助事業で、引き続き昨年度と同額の予算を確保しております。その内訳としましては、委託料71万5,000円、これは空き家の不良度判定の委託料ということで50件分計上しております。負担金補助及び交付金4,935万円につきましては、除却に係る補助金でありまして、30件分を見込んでおります。

続きまして、大変飛びますが、334ページをお開きください。よろしいでしょうか。9款の消防費になります。細目は高幡消防組合負担金ということで4億3,032万5,000円を計上しております。事業の中身につきましては、高幡5市町で構成します高幡消防組合消防本部と須崎消防署の運営経費に係る負担金で、内訳としましては、消防本部経費負担金が3,628万9,000円、須崎消防署の経費負担金としまして3億8,313万1,000円、あと耐震性貯水槽設置工事

負担金を500万4,000円、あと須崎救急車負担金590万1,000円を計上しております。

続きまして、335ページをお開きください。救急業務協定負担金230万につきましては、土佐市と須崎市の消防相互応援協定に基づきまして、浦ノ内地区の埋立、灰方、深浦地区への土佐市消防署の救急応援出動に対する負担金であります。

続いて、336ページを御覧ください。自家給油施設管理費358万2,000円につきましては、新たな項目であります。令和5年度に整備を行いました自家給油施設での給油経費の燃料費、ガソリン及び軽油の管理の明確化と簡素化のために消防関係の各科目に分散していたものをここへまとめ上げたものであります。

続いて、337ページを御覧ください。非常備消防費です。消防団の活動に要する経費であります。主な内訳としましては、団員の報酬等で1,640万円、あと女性消防団員を含めた資質向上のための研修などへの参加の県外旅費として209万6,000円を当初より確保しております。続いて、需用費につきまして493万1,000円、これは経常的な消耗品費で、新入団員の装備品や消防学校の教材費、消防用ホース、消防車両等のバッテリー、タイヤなど消耗品等、修繕費、燃料費、消防団の屯所の水道光熱費等となっております。役務費の146万7,000円につきましては、消防車両の自賠責と任意保険、また消防団員の災害活動用自動車保険、車両点検費用、各屯所浄化槽の点検、汲取料などとなっております。備品購入費につきましては976万8,000円、これは昨年度と比べて大幅増となっておりまして、その理由としましては、各分団に可搬型の排水ポンプを6台整備することとなっております。負担金補助及び交付金485万8,000円につきましては、消防団福利厚生事業補助金261万1,000円、消防操法事業費補助金145万円など、その他各団体、協議会への負担金でございます。

続いて、338ページを御覧ください。消防防災設備整備事業費3,592万4,000円につきましては、令和7年度は多ノ郷、須崎安和班の分団の小型ポンプ積載車両更新に要する経費であります。昨年度より大幅に増額となった理由としましては、昨年度2台中の1台が軽四自動車をベースにした車両であったことによるものであります。

続いて、339ページをお開きください。消防屯所建設事業費896万円につきましては、地元消防団の強い要望と建物の老朽化、また立地条件から移転、建て替えを検討してきました吾桑消防団の屯所を吾桑駅近くに移転するため用地のめどがついたことから、用地の地質調査と設計業務委託料をそれぞれ60万円と836万円を計上しております。なお、順調に推移すれば9月または12月議会で補正予算を、本体工事費を計上したいと考えております。

続いて、340ページを御覧ください。水防活動費でございます。102万円を計上しております。主な内容は水防団員出動の報酬75万円などとなっておりま

す。

続いて、341ページをお開きください。海岸門扉管理費311万9,000円、これは県より受託しております水門、樋門等の門扉の管理に係る委託料でございまして、県から委託を受けて、また再度、管理者に再委託するものとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝税務課長。

○森光税務課長＝それでは、税務課所管分について御説明いたします。

同じく令和7年度当初予算主要事業説明書の78、79ページでございます。また、78ページの税務総務費は、税務行政事務に要する経費で、1,194万5,000円、前年度比786万2,000円の減額となっております。

主なことについて御説明いたします。

委託料に標準宅地鑑定評価委託料としまして682万8,000円、負担金補助及び交付金に資産評価システム研究センターなど5団体への負担金としまして424万9,000円を計上しております。

続きまして、79ページの賦課徴収費は、市税の賦課徴収関連事務に要する経費で、3,306万円、前年度比46万8,000円の増額となっております。

こちらも主なことについて御説明いたします。

所得税、住民税申告相談の時期の業務量増加に対応するために、会計年度任用職員を雇用する経費などとしまして、報酬、共済費、旅費に合計しまして110万2,000円、役務費に郵送料、預貯金等照会手数料などの手数料、eLTAX、ASPサービス利用料などとしまして合計801万8,000円、委託料に地方税共通納税連携システム保守委託料、軽自動車税関係基幹税務システム改修委託料としまして合計177万8,000円、負担金補助及び交付金に租税債権管理機構負担金、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金などとしまして合計1,049万円、償還金利子及び割引料に過年度還付金などとしまして1,000万円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○高橋（立）委員長＝人権交流センター所長。

○松浦人権交流センター所長＝人権交流センターです。よろしくお願ひいたします。

主要事業説明書の140ページを御覧ください。細目2人権交流センター運営費1,586万4,000円につきましては、人権交流センターの運営や地域福祉活動などに係る経費でございます。

主な内訳ですが、まず第1節報酬653万5,000円、第3節職員手当等242万5,000円及び第4節共済費161万7,000円は、主に会計年度任用職員3名等に係る費用でございます。第7節報償費の55万2,000円につきまして、地域交流促進事業の講師謝金でございます。第8節旅費36万4,000円は、

研修会等の出張旅費でございます。第10節需用費371万3,000円につきましては、街路灯とセンター内の電気料としまして330万円、その他事務消耗品費や燃料費等41万3,000円を計上しております。11節役務費53万2,000円は、郵便料や電話料などでございます。

次のページ、141ページを御覧ください。細目3、人権交流センター管理費197万8,000円は、人権交流センターの維持管理に要する経費でございます。主な内訳としまして、10節需用費72万6,000円につきましては、街路灯修繕費などでございます。12節委託料68万4,000円は、センターの清掃や浄化槽管理等の委託料、14節工事請負費35万円は遊戯室の照明のLED取替え工事費、第18節負担金補助及び交付金11万3,000円につきましては、高知県隣保館連絡協議会などの負担金でございます。

次の142ページを御覧ください。細目4、人権対策費50万5,000円につきましては、人権対策に要する経費でございまして、主なものとしましては、第18節負担金補助及び交付金46万1,000円は、須崎市人権教育研究協議会負担金などへの負担金及び補助金でございます。

次のページ、143ページをお開きください。細目5人権尊重の社会づくり事業費80万6,000円は、人権教育や啓発に要する経費でございます。主なものとしまして、10節需用費35万3,000円は、じんけんカレンダー印刷代などでございます。11節役務費11万3,000円は、郵便料、チラシ等の新聞折り込み料、12節委託料24万円は、「部落差別をなくする運動」強調旬間講演会の講師派遣に係る委託料でございます。

次のページ、144ページです。細目6人権啓発活動費63万3,000円は、講演会など人権啓発に要する経費であります。第10節需用費30万5,000円として「じんけんの花」苗代購入費等、あと、第12節委託料24万円は、人権週間の講演会の講師派遣委託料でございます。

次のページ、145ページで、細目7男女がともに参画する社会づくり事業費4万3,000円につきましては、啓発チラシ作成等のための消耗品でございます。

次に、ページが飛びまして、191ページを御覧ください。細目2児童センター運営費40万円でございますが、児童センターの運営に要する費用でございます。主な内訳としまして、第7節報償費16万4,000円は、硬筆教室などの講師謝金、第10節需用費11万円は、教室などに必要な文房具や教材などでございます。以上でございます。

○高橋（立）委員長=この間、10分間休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時27分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

一旦ここで説明を切りまして、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方、举手をお願いします。

高橋委員。

○高橋（祐）委員＝303ページの文化スポーツ・観光課なんですが、ポケモンマップホールについてなんですが、県の事業ですよね、もともと。こちら何か所ぐらいの設置予定と、プラス場所はもうお決まりですか、お伺いします。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝ポケふたにつきましては、昨年11月に株式会社ポケモンと高知県が締結しました包括連携協定の一環として、県内34市町村にポケモンがデザインされたマップホール蓋を設置するものです。令和7年度は第一弾に7市町村、第二弾に6市町村の設置が計画されておりまして、本市は第二弾で10月頃、観光協会前の歩道に設置予定というふうになっております。以上でございます。

○高橋（立）委員長＝高橋委員。

○高橋（祐）委員＝この御当地ポケモンなんですが、以前から私もよくこのお話を伺いしよって、御当地ポケモン、ポケモンの社会的効果というのはすごいらしいですね。世界的にもポケモンファンがたくさんいらっしゃって、ちょっとどの自治体かは、ぱっと今、出てこんがですけど、ポケモンを通じて、例えば市内のバスとかで、まだお客様も全然いないとかそういうところに、御当地ポケモンを利用して例えばバスにペイントする、そういうことをした場合、世界的に、今インバウンドの後押しもあってバスがばんばんで入れないとか、そういうふうに経済効果があるというふうにお聞きしております、すごい期待するところなんでございますけれども、これ県所管の中で高知県が主体でやってると思うんですけども、御当地ポケモンの中に市町村別のポケモンをつくりましょうみたいなお話はちょっとあつたりなかつたりどうですか。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝今のところ、そういう話は特段聞いてはいません。現在のところは、ポケふたの設置というところだけしかまだ聞いてはおりません。以上です。

○高橋（立）委員長＝高橋委員。

○高橋（祐）委員＝副市長、もしですけど、今後の流れとして、他市町村でもこの御当地ポケモンの議題が議会の一般質問等々で上がったりされてる前例もございまして、すごい本当に社会的効果が大きいアニメとなっておりますので、もし仮に今後、高知県が、例えば須崎市にどうですかとか、高知県内の市町村に市町村別のポケモ

ンをつくってみませんかみたいな話がありましたら、ぜひとも真っ先に手を挙げていただきたいなと思うわけでございますけれども、お願ひできますか。

○高橋（立）委員長＝副市長。

○梅原副市長＝しんじょう君との兼ね合いを検討しながら前向きに考えてみたいと思います。

○高橋（立）委員長＝ほかにございませんか。

杉山委員。

○杉山委員＝主要事業説明書の56ページで、観光クラスター整備事業費についてお聞きします。

この旧岩井レコード・旧錦湯の改修と吉村旅館の改修についてですが、改修が終わってその後の運営形態ですとか経営の見通しというのを御説明いただけますでしょうか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝旧岩井レコードと旧錦湯、そして吉村旅館の件につきましては、改修後、今の段階では須崎海のまち公社で運営を行う予定にしております。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝大変聞きにくい質問なんですけれども、市民の中には、こういった施設を結構多額の予算を使って改修するわけなんですけれども、その後の経営として成り立つかという心配の声が聞かれますので、経営がスムーズにいくのかといったところの見通しをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝まだ建設段階ですので、見通しというものはあくまで予想なんですが、健全化に向けて市内の空き店舗、空き家を今後隨時リニューアルしながら、誘客に向けて経営ができるような仕組みづくりというものをしていきたいと考えております。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝旧錦湯のあの温浴施設というのは、當時お風呂に入れるようになるのか、また、そうした場合に燃料費なんかもかなりかかると思いますけれども、その辺りの見通しというのはいかがでしょうか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝基本的に誰でもが利用できる施設でございます。そして燃料費等は当初まきボイラーという話も出てたんですが、やはり煙の問題であるとか、そういった問題がありまして、灯油のボイラーにしております。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝この観光クラスター整備事業費の須崎縁日商店街ホテル事業整備ですけ

れども、こういった事業をどこまで市が続けるんやろうねっていうような疑問もありまして、それについても説明いただきたいなと思うんですが、一旦吉村旅館の改修、宿泊施設としての整備までで一区切りなんでしょうか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝基本的に海のまちプロジェクトが令和8年度で終了ということで、それまでに吉村旅館の改修を終えたいというふうに考えてまして、そこが一つの区切りというふうに見ておりますが、その後についても、海のまちプロジェクト自体は緩やかにでも続していくというふうに考えております。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝そうした場合に、今は財源が多分ふるさと納税なんかを充ててこの事業を進めていくと思うんですけれども、今後この運営が始まったときに、施設も維持費がかかっていく、そういう温浴施設も燃料費等がかかっていくところで、市民としては、自分たちに何か還元があるのかなっていうところを大変心配して、市税がそこの維持に投入されいくんだろうということで心配をされているんですが、そういう維持費についてと、この整備をすることの市民への利益還元という点をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝こういった施設につきましては、観光客を外から誘客するという考え方でやってますが、やはり市民自身も利用していただいて、その施設をしっかりと愛していただいて、市民と一緒に経営していく、経営が成り立つようにしていくっていうものを考えておりますので、その辺りは市民の皆さんに御協力をいただきたいと考えております。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝そういうふうに私も市民の皆さんに説明をさしあげたいと思っておりますところなんですが、この予算の計上というのが非常に多額で、今お答えにもありましたように、今後の見通しという部分で具体的でない、議会にも説明が、こういった方向でこういう経営でやっていきます、見通しはこうなってますというような説明も今ない状態でこの予算が上げられているということに疑問の声を聞いておりますので、この事業には反対させていただきます。

○高橋（立）委員長＝ほかに。

　松田委員。

○松田委員＝観光クラスター整備事業費に関して、まず、この計画の詳細設計あるいは実施設計の概要ができた段階で議会にも報告してもらいたいのは、地方自治法の96条の第1項の金額を超えるても、当初、予定価格が2,000万以上の不動産の取得とかの要件にはまれば議会へ出してもらえるんでしょうけど、今回心配するのは、町なか、旧岩井レコードさんも旧市街地の中、旧錦湯も中で、僕らマーケ

ティングをやってきた人間からすると、駐車場がないずつこの事業が集客できる施設とは思えてないんで、その計画もあわせて予算を上げてきてほしいわけですが、どこに駐車場ができるのか、それによってやっぱり利用度、インパクトもあると思うんで、せっかく吉村旅館を改修しました、駐車場は吉村旅館ってないんですよね。そこをちゃんとやっぱり計画の中に入れて議会で説明いただかんと、当初予算が出てきたけって、承認してしまうと、いやいや、承認したやんかって言って推し進めてこられる、いつもの常の事業スキームでは困るなというのを感じるので、その説明はどこの辺でしてもらえるか、お願ひします。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝この旧岩井レコードと旧錦湯につきましては、現在、詳細設計中でございまして、6月の早い段階で6月までにはお示しできる資料が整いますので、もしあ構いなかったら、議会協議会であるとか、そういった議員の皆様にその場で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝じゃあ、6月の議会、あるいはその前の議会協議会とかで説明いただける中に、駐車場のちゃんと整備計画も入れていただけるということで本予算は反対をしませんので、ちゃんとしていただきたいと思います。

続いていいですか。県の人口減少対策の事業で、今日、企画情報課から説明を受けた件なんですけれど、須崎市内で新築の家が建つのは本当に貴重な案件で、今回の県の財源を利用した事が大きな弾みになればと思うんですが、要綱がこれから整備されるということで、その条件として、須崎市は4月1日以降に入居が確実になるような世帯を対象にするような方向で調整いただけないかという質問です。

○高橋（立）委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝この事業につきまして、4月1日以降の、要綱が4月1日以降になりますんで、新築登記というか、その登記ができたものを対象にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝303ページです。商工費の観光費なんですけれども、私ども日本共産党須崎市議団は、大阪・関西万博については、来場者の安全が守られないのではないかと非常に懸念をしております。メタンガスの排出の問題も解決しておりません。また、災害時など、急病人が発生した場合などに速やかに夢洲からの搬出が可能なのかというところも非常に心配をされておりまして、学校行事などで万博に行くことが計画されている学校でも、やっぱり辞退する保護者も急増しているということで、この万博の開催自体にちょっと疑問を持っている立場ですので、この事業費、観光費についても反対をさせていただきます。質問ではありませんが、以上です。

○高橋（立）委員長＝大崎委員。

○大崎副委員長＝299ページの道の駅の管理運営事業費ですけど、元気創造課長にお尋ねしますけど、この工事請負費の昇降機の修繕と屋内トイレの改修工事ですね、これはもうやっぱり老朽化の関係でしょうか。これがあのことは自分でやらさないかんと思いますけど、どういった経緯でこういうふうな今回積算になってますか、御答弁をお願いします。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝昇降機の修繕工事については老朽化のところで、屋外トイレの改修工事につきまして、実は寄附金といいますか、300万円のお金が入ってくるようになってまして、それに合わせて屋外のトイレを改修するになってますので。

○大崎副委員長＝屋内やね。

○山岡元気創造課長＝屋内です。なってます。歳入のほうにも出しておりますが、それに基づいてやるようになってます。

○大崎副委員長＝分かりました。

もう1点。

○高橋（立）委員長＝大崎委員。

○大崎副委員長＝55ページですけど、日本語サロンの再開支援です。恥ずかしながら、過去にやりよったことを知らんかったもんで、どこで開催されますか、場所は。

○大崎副委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝場所のほうについては、まだ現在検討中でございまして、以前開催をしてた場所は多ノ郷公民館でやって、それが一時中断したということで、この外国の労働者支援ということで、また再開をしたいということで、日本語講師を引き受けさせていただく土橋さんという方がいるんですが、そちらのほうも昨日面接をして、おおむねその方にさせていただくような形になろうかと思います。

○大崎副委員長＝分かりました。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝27ページの移住促進等集落維持・再生事業費、この次のページは住宅・建築課が所管なんですけれども、その移住の促進事業の中で、暮らすさきさんが空き家調査なんかをしてたと思いますが、この事業、空き家の掘り起こしの事業が住宅・建築課に移っているのかなと思うんですけども、これどうして所管の異動があったのかとか、そういったことをお聞きしてよろしいでしょうか。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝令和6年度から、この空き家対策促進事業費が住宅・建築課になつてまして。

○杉山委員＝令和6年から。

○山岡元気創造課長＝はい。暮らすさきさんについては、空き家の掘り起こしであるとか移住相談会とかも引き続き業務はやっていただくようになります。事業費と

しては、これ今年から住宅・建築課。

○杉山委員=分かりました。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=じゃあ、もう1点、元気創造課長にお聞きします。

302ページの須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業費ですが、令和7年度は2つの取り組みを支援ということですけど、どういった事業か聞かせていただけますでしょうか。

○高橋（立）委員長=元気創造課長。

○山岡元気創造課長=こちらは、説明のほうでも言わせてもらった、昨年ですが、令和6年度の事業と令和7年度の事業を採択しまして、令和7年度は2件分と申しまして、1件は、ふるさと納税の返礼品ですが、幸丸さんという会社の酒かすを餌としたシマアジの養殖加工場の建設です。もう1件が、株式会社土佐洋さんの事業で、バナメイエビの加工場、新規設置となっております。

○高橋（立）委員長=ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長=ないようですので、次に、旧教育民生委員会関係の議案について執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長=では、学校教育課所管分の主な事業について御説明いたします。

主要事業説明書342ページからでございます。第10款教育費第1項教育総務費第1目教育委員会費でございます。細目1教育委員会費は252万7,000円は、教育委員会の運営に関する経費で、教育委員4人分の報酬や費用弁償等でございます。

次に、343ページ、事務局費です。細目3事務局費は、学校教育課の運営に要する経費で、1,154万6,000円です。各種委員等の報酬や報償費、会議等の旅費や費用弁償、コンピューター関係で、複数のメーカーの機種を導入していますので、そのサポートの委託料や各種負担金等、学校教育課で必要となる予算を計上いたしております。

344ページ、学資金貸付金132万円は、教育の機会均等を図るために、経済的理由等により修学困難な方に学資金を貸与するものでございます。

346ページ、スクールソーシャルワーカー派遣事業費は、3人を配置する経費560万円と、次に、347ページ、細目10スクールバス特別会計繰出金は933万7,000円を見込んでおります。

348ページ、風呂敷型学校づくり支援事業費87万1,000円と、細目16、

350ページ、学ぶ意欲を育む教育の充実事業費254万5,000円、それから

352ページ、使う・伝える・心をつなぐ情報教育推進事業費143万4,000

円につきましては、県の補助事業を活用した事業でございまして、不登校及び不登校傾向への対策や若年教員の資質・指導力強化の取り組み、ＩＣＴ利活用やプログラミング教育を推進する事業を行う経費となっております。

353ページ、外国語教育推進事業費2,511万4,000円は、ALTを5人、CIR1人を本市では配置をしておりますが、そのうちのALT4人分の経費で、報酬や家賃等が主なものとなっております。

次に、356ページ、子ども第三の居場所事業費2,805万2,000円は、てくテックすさきの運営に係る経費等でございます。施設管理者の人事費のほか、みんなのコードへの運営委託料などでございます。

357ページ、新しいすさきの学び推進事業費5,281万6,000円は、本年度から取り組みを始めました教育変革ビジョンMake “IT” Funに関する推進事業費でございます。ALT1人、CIR1人の報酬と家賃、教育政策プロデューサー及び伴走支援者への委託料、学習空間であるラーニング・コモンズを設置する際の備品購入費等を計上いたしております。次に、細目41学校統合事業費722万3,000円は、中学校統合に向けて必要となる経費として、生徒の交流事業の経費、閉校記念誌の印刷製本業務委託料を計上いたしております。

次に、359ページ、スクールバス購入事業費920万9,000円は、12月議会で債務負担行為の御承認をいただきましたスクールバス購入費用となります。令和8年度の中学校統合に伴い必要となるスクールバス1台で、上分地区で活用予定といたしております。細目43海外短期留学事業費1,127万円は、こちらも同じく12月議会で債務負担行為の御承認をいただきました中学生の海外短期留学に要する経費となっております。

次に、361ページ、第3目教育研究所費383万4,000円は、教育研究所の運営に要する経費で、所長の報酬等でございます。

362ページ、第2項小学校費第1目学校管理費です。細目2小学校管理費は8,375万6,000円です。小学校の管理運営に関する経費で、事業概要に記載のとおりでございまして、会計年度任用職員の人事費や学校医や学校薬剤師の報酬で1,215万2,000円、学校に必要となる消耗品や各種の修繕など需用費で3,372万4,000円、浦ノ内スクールバス北岸便と南岸便、南地区から多ノ郷地区への校区外通学用スクールバスの運行委託料、教職員の健康診断委託料、学校施設の維持管理業務委託料など委託料として2,065万7,000円、学校の各種営繕工事費など工事請負費106万8,000円などを計上いたしております。

363ページ、学校情報通信環境整備事業費2,216万3,000円です。ＩＣＴ支援員2人の人事費や学習支援ソフト導入費用、フィルタリングライセンス費用、デジタル教科書使用料、てくテックすさきでの体験の際に使用するバスの運行委託料、教育委員会及び学校で使用するWi-Fiルーターの回線接続料を見込ん

であります。次に、細目36遊べる学べる環境整備事業費は2,930万円です。小学校の遊具の老朽化に伴いまして更新に要する経費として、設計委託料と工事請負費を計上いたしております。

次に、365ページ、第2目教育振興費に移ります。細目1小学校教育振興費は155万2,000円です。主な経費は備品購入費で、令和6年度の小学校教科書改訂に伴い教師用の指導書を購入するもので、令和6年度に購入の対象とならなかったものを令和7年度に購入するとしたものでございます。

次に、367ページ、要・準要保護児童扶助費は1,505万2,000円です。学用品費や新入学児童への助成、タブレットを持ち帰って家庭学習をした際のオンライン通信費等の助成をいたしております。

368ページ、特別支援学級児童扶助費103万3,000円は、特別支援学級に通級する児童の保護者の経済的負担軽減のため、必要な支援をするための経費となっております。

370ページ、地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業費120万7,000円は、スクールガードリーダー2名の報償費等となっております。

373ページになります。特別支援教育支援員配置事業費5,024万4,000円は、支援を必要とする児童に対し、生活や学習上の困難を改善、克服するため小学校に配置する特別教育支援員14人分の人事費等でございます。

次に、379ページになります。第3目学校建設費になります。細目4学校施設整備事業費2億5,455万2,000円です。小学校の施設整備及び改修に係る経費で、委託料として新莊小学校、吾桑小学校の特別教室への空調設置に係る工事設計委託料、多ノ郷小学校、新莊小学校、安和小学校の給食受入れ口の工事に係る監理委託料などでございます。また、工事請負費として、新莊小学校、安和小学校、多ノ郷小学校などの特別教室への空調設置工事費、多ノ郷小学校、新莊小学校、安和小学校の給食受入れ口の工事に要する経費となっております。

380ページ、第3項中学校費第1目学校管理費です。細目2中学校管理費5,145万7,000円です。中学校の管理運営に要する経費で、事業概要のとおりとなっております。会計年度任用職員の人事費や学校医の報酬で1,148万3,000円のほか、学校で必要となる消耗品や各種の修繕など需用費で1,203万円、南地区と浦ノ内地区から多ノ郷地区への校区外通学用スクールバスの運行委託料、教職員の健康診断委託料、学校施設の維持管理業務委託料など委託料で1,623万7,000円などを計上いたしております。

381ページ、学校情報通信環境整備事業費827万5,000円は、小学校費と同じく学習支援ソフト導入費用やフィルタリングライセンス費用、デジタル教科書使用料、てくテック須崎での体験の際に使用するバスの運行委託料、Wi-Fiルーターの回線接続料となっております。

382ページ、第2目教育振興費です。細目1中学校教育振興費は112万4,000円です。弁論大会やプレゼンテーション大会に要する経費、部活動遠征費補助金などとなっております。

385ページになります。細目10児童生徒心の居場所づくり推進事業費は1,319万1,000円は、教育支援センターの会計年度任用職員の人事費やセンター活動経費となっております。多ノ郷大間地区の高知信用金庫旧須崎東支店内で、テック須崎と併設する形で運営をしておりまして、施設賃借料と駐車場賃借料等の経費となっております。細目11要・準要保護生徒扶助費1,038万4,000円は、小学校費と同じく学用品費や新入学生等への助成、タブレット等を持ち帰って家庭学習をした場合のオンライン通信費等の助成となっております。

388ページ、細目17です。特別支援教育支援員配置事業費は2,113万2,000円でございまして、中学校に配置する特別教育支援員6人分の人事費となっております。

393ページになります。細目40部活動指導員配置促進事業費314万円です。教員に代わりまして部活動を指導する会計年度任用職員の報酬等で、次年度は5人分の予算を計上いたしております。

394ページ、第3目学校建設費です。細目1学校施設環境改善交付金事業費9,314万7,000円は、朝ヶ丘中学校と須崎中学校の大規模改造工事に係る監理委託料や工事に要する経費などでございます。

395ページ、学校施設整備事業費600万円は、朝ヶ丘中学校のグラウンド改修工事設計業務の委託料、プールろ過器機ポンプ取替え、放送設備改修工事に要する経費となっております。

次に、少し飛びまして、425ページになります。第5項保健体育費第2目学校給食費です。細目1給食センター運営事業費3,738万2,000円は、配膳用の食器や厨房で必要な消耗品、食缶などを購入する経費となっております。細目2学校給食運営事業費5,785万2,000円は、会計年度任用職員である給食調理員の人事費や必要となる消耗品、備品の購入、修繕等の経費となっております。

427ページ、笑顔になる給食充実事業費1,472万1,000円です。長期化している物価高騰に対応するとともに、保護者負担の軽減や子どもたちが笑顔になるおいしい給食の提供、内容の充実のためにも次年度も継続するものであります。令和7年度は1食当たり100円で計上いたしております。細目4弁当提供支援事業費241万7,000円です。給食未実施である朝ヶ丘中学校と須崎中学校を対象に、給食の代わりとして弁当提供支援を行う経費で、事業所への委託料が主なものとなっております。

429ページ、学校給食センター整備事業費9億4,085万円です。給食センターの建築のほうの工事費や監理委託料、排水用地の関係で必要となる経費などを

計上いたしております。

次に、別冊になります。別冊の令和7年度須崎市一般会計予算書になります。106ページをお開きください。よろしいでしょうか。第11款災害復旧費第3項文教施設災害復旧費第1目公立学校施設災害復旧費は、前年度同額の1,000万円を計上しております。

最後に、一般会計予算書の9ページをお開きください。第2表、債務負担行為であります。学校給食センター調理配達業務委託ですが、令和8年度から運用開始予定の給食センターの調理と配達の業務は、民間事業所に委託する方針といたしております。その業務に関しまして、期間を議決日から令和10年度まで、限度額を2億8,690万2,000円として債務負担行為のお願いをするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時03分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時58分 再開

○高橋（立）委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の説明をお願いします。

生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝生涯学習課所管の予算のうち、主な事業につきまして令和7年度当初予算主要事業説明書より説明いたします。

396ページを御覧ください。社会教育総務費ですが、社会教育推進に要する経費としまして事業費は389万6,000円でございます。主な内容としましては、第13節使用料及び賃借料313万7,000円につきましては、市民体育館、現在の図書館用地の賃借料などでございます。

次に、398ページです。文化財保存事業費1,036万2,000円につきましては、市内の文化財保護に関する経費となっております。主な内容としまして、国の史跡であります土佐藩砲台跡の石垣に影響を与える木材の伐採経費など役務費が222万円、また、土佐藩砲台跡保存活用計画を令和6年度から策定の作業を行っており、令和7年度策定予定でありますが、業務委託料としまして686万8,

000円などを計上するものでございます。

次に、402ページです。会計年度任用職員雇用経費は、公民館、図書館職員に係る経費でございまして、5,105万円、前年比857万1,000円増につきましては、人事院勧告に基づく賃金増などでございます。

続いて、413ページです。公民館費は、市内公民館の運営経費1,909万円でございまして、清掃委託料や夜間、祝日の受付業務委託など例年のもののほか、土崎公民館の天井の雨漏りに対する改修工事がありまして、こちらの工事費が335万3,000円となっております。

続きまして、414ページです。地域自主組織運営事業費5,594万1,000円につきましては、浦ノ内、上分、吾桑の各地域の自主組織の運営活動に要する経費でございます。前年比803万1,000円の増の主な要因といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増などによるものでございます。

次に、416ページ、図書館費です。図書館の運営や事業に要する経費746万2,000円につきましては、図書館システムの委託料や図書購入費などでございます。

次に、418ページです。図書館等複合施設整備事業費24億7,474万円につきましては、委託料としましてPFI事業、図書館等複合施設整備事業のモニタリング業務の委託料914万1,000円でございます。こちらにつきましては、PFI事業の図書館等複合施設の整備に当たりまして契約先事業者の実施内容が、提案書でありますとか市の要求水準に沿ったものとなっているのか、施工管理や監督を委託するものでございまして、令和5年度におきまして、7年度までの期間、債務負担行為の議決をいただいたもののうち、7年度分の予算の計上でございます。

次に、公有財産購入費といたしまして、同じくPFI事業であります図書館等複合施設整備事業費の工事対応分24億6,160万5,000円につきましては、令和8年度までの期間、債務負担行為の議決をいただいたものに係る令和7年度分の予算計上としまして、建設工事対応分として計上させていただいております。

続きまして、419ページです。図書館等複合施設開館準備事業費3,386万円につきましては、令和9年春の開館に向け、施設マネジャーとして業務委託をし、生涯学習課にスタッフとして常駐いただき、供用開始に向けた様々な準備業務の協議や開館後の具体的な運営方法、サービス内容の検討を行うものとしておりまして、その委託費と新しい図書館の蔵書の購入費などとなっております。

次に、424ページ、こちら学校施設開放管理費です。学校施設開放事業に要する経費260万9,000円としまして、夜間の電気料や電球の取替え費用などとなっております。

生涯学習課分につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=それでは、子ども・子育て支援課所管の令和7年度一般会計当初予算の主なものにつきまして御説明いたします。

当初予算主要事業説明書の154ページからでございます。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございます。まず、児童福祉総務費としまして1,593万6,000円を計上しております。主な内容としましては、保育園の通園バスの運行に係る委託料などとなっております。

次、155ページ、子育て支援金支給事業費375万円でございます。すきがすき応援基金を活用しまして、第3子以降の出産に係る支援として1人につき15万円を支給するものでございます。

次に、156ページ、要保護児童対策地域協議会費として434万2,000円でございます。内容は、要保護児童対策地域協議会及び市の管理ケース対応に要する経費で、主に児童虐待防止対策コーディネーター1名の会計年度任用職員雇用経費でございます。

次に、157ページ、児童扶養手当事業費6,873万9,000円でございます。母子世帯または父子世帯などに所得に応じて年6回支給しており、令和6年度直近支給対象は125世帯でございます。

続きまして、158ページ、病児・病後児保育事業費として前年度と同額の246万8,000円を計上しております。病気の回復期にあるお子さんの保育を須崎くろしお病院に委託をしており、院内保育所において対応をお願いしております。

次の159ページ、保育用事務費はお読み取りをいただきまして、161ページ、子育て医療応援事業費をお願いいたします。6,651万1,000円でございますが、18歳になったその年度末までのお子さんの医療費について、自己負担分を市が全額助成するための経費でございます。

続きまして、162ページ、ひとり親家庭自立支援給付事業費341万円でございます。母子家庭や父子家庭のひとり親が雇用保険や教育訓練の給付及び看護師等の資格を取得するための自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付費を計上しております。

次に、163ページ、ひとり親家庭医療費751万4,000円につきましては、所得税非課税世帯のひとり親及び18歳までの児童に対して保険診療の自己負担を助成するものです。

次に、164ページ、母子生活支援施設保護事業費385万6,000円につきましては、DV被害等の状況にある母と児童を支援施設で保護をし、自立を支援するための経費でございます。

次に、165ページ、助産施設利用事業費126万円でございます。経済的理由などから出産費用の負担が困難な方が指定の助産施設に入院、出産された場合、出産に必要な施設の利用料の一部を負担するものでございます。

次に、166ページ、安心子育て応援事業費886万9,000円につきましては、子育て支援センターはっぴいぽけっとの運営に係る経費でございます。

次の167ページ、子ども・子育て支援事業計画策定事業費は、お読み取りをお願いいたします。

続きまして、168ページ、特別支援保育推進事業費404万9,000円につきましては、保育所において特に支援が必要な子どもに対して、より質の高い保育の助言や関係機関との連絡調整を行う地域連携推進員の会計年度任用職員雇用経費となっております。

次に、169ページ、子ども・子育て支援法による施設型給付事業費3,940万9,000円です。市内及び市外の公立保育所に通う子どもの保育に係る費用でございます。

次の170ページ、子ども・子育て支援法による地域型給付事業費2,515万4,000円につきましては、小規模保育事業所における子どもの保育費用の給付に係る経費でございます。

次の171ページのファミリー・サポート・センター事業費、172ページの子ども・子育て支援法による施設等利用給付事業費については、お読み取りをお願いいたします。

次に、173ページ、保育所副食費補助事業費1,003万2,000円につきまして、保育の無償化とならなかった副食費について、子育てに係る負担軽減のため補助をするものでございます。

次に、174ページ、保育士等就職等奨励金交付事業費115万円は、保育士等の安定確保のため、新たに市内の保育所や幼稚園等に正規雇用され、3年以上の勤務を約束する方に対し、就職奨励金として20万円、市外から転入される場合は転入奨励金5万円を交付するものでございます。

次に、175ページ、養育支援訪問事業費983万5,000円は、家事、育児の不安や負担を抱える子育て家庭など支援の必要な家庭を訪問し、相談援助や家事支援を行い、適切な養育環境を確保するため、家庭児童相談員3名の会計年度任用職員雇用経費となっております。

次に、176ページ、子育て世帯訪問支援事業費42万円について、令和6年度までは養育支援訪問事業の中で、育児・家事ヘルパー支援委託料として予算計上されておりましたが、児童福祉法の一部を改正する法律により、子育て世帯訪問支援事業に移行となったため、新規事業として計上しております。委託料として、育児・家事支援ヘルパー委託料となっております。

次に、177ページ、保育所等施設型給付費4億308万3,000円でございます。市内5つの民間保育所を運営しております須崎市保育協会への委託料や須崎市のお子さんが市外の保育所へ入所する際の費用となっております。

次に、178ページ、保育協会補助金としまして2億4,536万5,000円となっております。主に保育士人件費の補てんや保育協会本部の運営費等でございます。

次に、179ページ、児童手当給付費としまして3億1,962万円を計上しております。

次に、180ページ、児童手当事務費、181ページの子育て短期支援事業費についてはお読み取りをお願いいたします。

続きまして、182ページ、多子世帯保育料軽減事業費、そして183ページ、第2子認可外保育料等軽減事業費、これにつきましては、認可外保育所に通う児童のうち、第3子以降、第2子の児童の保護者の申請により保育料を全額免除、軽減額を償還払いするものでございます。それぞれ136万8,000円を計上しております。

続きまして、184ページの公立保育園運営事務費につきまして、お読み取りをお願いいたします。

続きまして、185ページ、3目保育園費、安和保育園管理運営委託料をお願いいたします。4,755万5,000円でございます。指定管理者として引き続き須崎市保育協会に運営をお願いしております。

次に、186ページ、吾桑保育園管理運営委託料でございます。委託料としまして4,798万6,000円でございます。現在、須崎市保育協会に指定管理者として運営をお願いいたします。

次の187ページの保育園巡回支援事業費につきましては、お読み取りをお願いいたします。

続きまして、188ページ、保育対策総合支援事業費102万9,000円でございます。熱中症対策として、現在、空調設備が整備されていない市内保育所への空調設備の設置費用でございます。

次に、189ページ、じぶんがすきさ子ども育成事業費511万2,000円でございます。子どもたちの自尊心、自己肯定感といった自分に関する力や協調性、共感する力といった人と関わる力を育み、非認知能力を育むことで、就学後の教育をしっかりと受け止められるような土台のある子どもの育成につなげる事業ですが、歳出の内訳は主に委託料となっております。

次に、190ページ、子どもたちの生きるための力を育む教育事業費につきましても、お読み取りをお願いいたします。

次に、教育費に移ります。349ページをお願いいたします。第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費でございます。子ども・子育て支援法による施設型給付事業費1,498万5,000円につきましては、幼児教育を受ける児童に要する経費として、私立幼稚園への給付費を計上しております。

続いて、351ページです。子ども・子育て支援法による地域型給付事業費について、これについてもお読み取りをお願いいたします。

次、354ページ、子ども・子育て支援法による施設等利用給付事業費につきましても、お読み取りをお願いいたします。

少し飛びまして、399ページをお願いします。第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費でございます。放課後児童クラブ推進事業費8,251万8,000円につきまして、市内5つの放課後児童クラブの会計年度任用職員、補助員の雇用経費となっております。

続きまして、400ページ、放課後子ども教室推進事業費665万3,000円でございます。市内5か所の放課後子ども教室の活動推進員及び出前講座講師謝金、需用費等になっております。

少し飛びまして、406ページから411ページまでは市内6か所の放課後児童クラブ推進事業費でございます。各推進事業費の内訳としては、講師謝金、需用費等の経費を計上しております。406ページから411ページまではお読み取りをお願いしたいと思います。

次に、412ページです。放課後等子どもの居場所づくり事業費318万円でございます。新規事業としまして、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を設け、児童の健全育成を図るための事業となっております。経費の内訳としては、ボランティア謝金、需用費等になっております。

続いて、415ページをお願いいたします。第10款教育費第4項社会教育費第3目青少年対策費でございます。青少年育成センター運営費205万8,000円、主な内訳は、補導員、センターママの出務報酬などとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎委員。

○大崎副委員長＝学校教育課長にお尋ねします。

ちょっと説明の分にはなかったんですけど、気になるページがありまして、学校教育課の管轄での小学校のページにありました、中学校にも両方ありますけど、NIE推進事業費、新聞の件、これは新聞は何社も取って、それを子どもたちが見比べて自分の判断で授業に使ってるのか、それとも1社の新聞だけなのかと。なぜかといいますと、1社だけだったら、いろんな思想とかいろんな考えがありますので、子どもたちにとっても選ぶとか違いを分かってもらうためにもやっぱり何社か入れるべきだと思いますけど、今の現在の状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝現在は、小学校においては、全校が確実に取ってるのは1社分、

1つで、1校だけちょっと別のとこも取りたいという御希望がありまして、2社取ってるのが1校ございます。中学校は全てが1社。

○高橋（立）委員長＝大崎委員。

○大崎副委員長＝先ほど質問でも言わせてもらいましたけど、やはり新聞というのはすごい大事なアイテムでありまして、小学生、中学生が見て、1つの1社だけであれば、その見た記事が本当であり、いろんな政治の話とかは違いがあるのを気づいてもらうためにも、やっぱりもうちょっと、1社ではなく、2社、3社入れていってやるのは、それを子どもたちが見て選ぶとか興味を示すとかというそんな教育をしていかんと、1社だけやつたら偏った考えになっていくのを心配されますけど、いかがでしょうか、御答弁お願いします。

○高橋（立）委員長＝教育次長。

○西村教育次長＝NIE、教育に新聞をという取り組みが始まっていますかなりの期間たちますけれども、そもそも最初のほうは各新聞社から無償提供されていた記憶がありますが、この間、費用が必要になるというような話もあって、予算の中身からすると、1社分しか買えない状況が続いてきたんだろうというように思っています。複数の新聞を比較すること自体に非常に大きな意味があって、多様な物の見方や考え方方がそこからできていくんだということについては大崎委員の言われるとおりだと認識をしております。

ただ、そういう部分だけではなくて、活字離れが非常に言われてる昨今でして、その活字離れから来る例えば言語活動の充実が十分育まれないという問題もあるので、NIEの趣旨とは少し離れるかもしれないんですけども、新聞を読むことによって活字に触れたり、あるいは社説を読むことによって言語活動が花開いていくっていうようなそういう効果もありますので、そこは御理解いただきたいなと思いますが、私も学校現場の経験を長年しましたから、予算が多くあれば、いろんな新聞を比較をしたり、読み比べたりっていうようなことができれば非常にありがたいなというような思いはしています。以上です。

○高橋（立）委員長＝大崎委員。

○大崎副委員長＝この予算につきましては、またよく検討していただきながら、やはり1社では私はいかんと思いますので、それはまたよろしくお願いします。

あと、もう1点、子ども・子育て支援課長にお聞きしますけど、各児童クラブに予算ありますけど、昨年までは国と県の支出金が結構あるけど、今年7年度の予算には減額になっていて、その他で補っているところがありますけど、これは負担金か何かの関係ですか、その予算の収入の減分のものですけど。例えば、あさがお児童クラブは結局国と県の支出金が昨年度から言うたらぐっすり下がってますわね。見比べていくと、国と県の支出金が全部下がっちゅう状態で、下がっちゅうその代わりにその他で何か補ってますけど、その理由は何でしょうか、それだけお願いし

ます。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝令和6年度まで各児童クラブのほうに人件費が入っていたかと思います。今年度は、人件費の分を放課後児童クラブ推進事業費というほうに移しています。ほかの児童クラブごとの経費はちょっと上がっておりで、それに対しての国の支出金とかも変動があると思います。

○大崎副委員長＝分かりました。以上です。

○高橋（立）委員長＝ほかに。

杉山委員。

○杉山委員＝学校教育課長にお聞きしますが、主要事業説明書の359ページ、スクールバス購入事業費ですけど、これはこれから、まだ買ってないんですか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝まだ購入には至っておりません。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝ちょっと考えたんですけど、たしか26人乗りのバスで検討されてると思うんですが、今スクールバスの運行ルートが提案されてて、これから説明会が始まるところで、ルートも今の案から変更する可能性もあると思うんですけども、もし県道315号線を通るルートになった場合、これは学校教育課長じゃなく、ちょっと副市長とか企画情報課長とかも関わってくるかもしれないんですけど、今県道315号を抜ける公共交通がなくて、浦ノ内のあのスクールバスの混乗便のように地域の方も乗れるようなバスになるととてもいいなと、利用される方も多いのではないかなと思うんですけども、そういったときに、この26人乗りでなしに、もう少し大きなバスっていうのも検討できるのではないかなと思ったんですけども、それは答弁は副市長に。

○高橋（立）委員長＝副市長。

○梅原副市長＝ルートが決まるまではちょっと流動的ですので、ルートが決まって、今までいきますと、バイパスのほうを通るというルートになっておりますけども、この間、一般質問でも御答弁申し上げましたとおり、ルートについては、現状はバイパスルートで説明をしていきたいという教育委員会の意向でございます。それが仮にいろんな条件が重なって県道315号を通ることになったとしたら、その運行をしながら、その後に混乗が可能なのかどうか、それは検討していったらい話ですので、いきなり最初から混乗便である必要があるとは思いませんので、そのところは御理解いただいて、まずはスクールバスで運行させていただくと、そういうことでよろしいかなと思ってます。

○高橋（立）委員長＝教育長。

○竹内教育長＝今、副市長から、段階を踏んで検討をというような趣旨の説明もあつ

たところですけれども、順番を追っているうちに、令和8年の統合のタイミングまでにバスが間に合わないと、それは本末転倒でございますので、そこは間に合うような調達をさせていただければありがたいなと思っています。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝1ページ戻りまして、学校統合事業費については、住民合意のない統合には反対の立場ですので、こちらは反対とさせていただきます。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝債務負担行為の給食の配達業務で、中身、3年契約で債務負担行為をしてますけど、給食を運ぶってどういう業務ですか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝委託を考へてるのは給食の調理のところと、それから給食センターから小・中学校へ配達をする業務、その運搬というか、配達の業務ということです。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝いや、この事業名が調理配達業務ってなっちゃったので、えらい高いなと、月に800万、年間で9,600万ぐらいの予算で、配達だけでこんなにいるのかと思ったのを、今理解しました。調理を含めて配達までするっていう。理解しました。

続いて。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝394ページの須崎中学校と朝ヶ丘中学校の大規模改修工事って、これどういう工事なのが1点と、395ページの朝ヶ丘中学校のグラウンド改修工事設計、どういうふうな設計を、整備後のイメージがあつての設計業務を依頼すると思うので、中身をちょっと教えてください。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝まず、394ページの朝ヶ丘中学校の工事ですが、今現在やつておりますが、統合に向けて学校の改修を行っておりますが、本年度から引き続いでの工事になります。須崎中学校も同じくなんですが、現在から取り組んでおりますが、令和6年度は体育館の改修であつたりをしましたが、来年度は、朝ヶ丘中学校もそうですが、給食の受入れ口を造ったり、必要な改修を行うということでございます。

それから、395ページ、朝ヶ丘中学校のグラウンドの改修です。現在、水はけが悪いということで中学校のほうはございまして、統合に合わせて実はやりたいという気持ちもあったんですけども、少し校舎の改修と合わせると、なかなか工事も大変になる、グラウンドも使えなくなるということを避けまして、少し遅らせまして来年度に設計したいということで、グラウンドの改修、排水のほうの改修が主

になるというイメージを持っております。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝市債を財源に充てられちゅうがですけど、統合するに当たって、僕らの時代から中学校のスペースは全然変わってない、生徒数も違うかと思うんですけど、グラウンドでやはりサッカー、野球、テニス、いろんなクラブ、特に陸上なんか、僕らの時代でもボールが当たったり、選手が接触するようなグラウンドだったので、やはり改修も必要なんんですけど、新設グラウンドを統合するんだったら、造る構想も示してもらわんと、ちょっとあのスペースでのグラウンドでクラブ活動っていうのは非常に厳しいんじゃないかなというのを聞くんですが、その構想についての指向性は、教育長か、学校教育課長か。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝委員も御承知かとは思いますが、朝ヶ丘中学校を1校にする際に、第2グラウンドの整備をするということで少し候補地を探すこともしたんですけども、なかなか候補地もなかったということで、現在には至っております。

もう1点、須崎中学校を残すということになりましたので、当面2校ということになりましたので、現状としては今のままで行きながら、1校にする際には、おっしゃるとおり、第2グラウンドも必要になるということであれば、またこっちも検討しなければならないかなとは思っております。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝いや、グラウンドなんで、そんなに維持管理費が膨大にかかるもんでもないし、第2グラウンドの構想は、継続して、やはり用地の問題もあるし、早めに動いて、できるだけ早くそれをつくっちょっちゃっていい問題じゃないかと僕は考えるので、ぜひそこは執行部の皆さん、用地の問題が一番出てくると思うんですけど、グラウンドはせめて、もう今のグラウンドでは、よろしく検討をお願いします。早めに。また1校とかいうのを待たずに。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝できるだけ進めたいとは思っておりますが、先ほど言いましたとおり、ちょっと候補地がないという、こちらが検討したときの候補地がなかなかなかったということをございましたので、また委員さんのほうからもこういった土地はどうかという御意見がありましたら、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝後ろから、住友大阪セメントのグラウンドもどうかという声がありますけれど、近くに、500メートルぐらいは離れますけど、放棄地になつちゅう農地なんかもあるので、下村地区で、そういったところも検討地として検討した結果であつたら僕らも納得するんですけど、検討もせずに諦めちゅうのはちょっとといかがなもんかと思うので、ぜひ前向きに教育長、お願いしたいと思いますので、よろし

くお願ひします。

○高橋（立）委員長＝これ以上は、ちょっと議論が広がり過ぎるので、また……。

あれですので、以上でいいですか。今の議論で。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝427ページ、笑顔になる給食充実事業費ですが、補助額が1食100円ということで以前の70円から上がっているわけですけれども、それでも3校が給食費20円上がるということで、これ3校の20円の分もこの事業費の予算を上げて保護者負担が増えないようにできないんでしょうか。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝予算を要望する際に、一応物価高騰に対してどれぐらい厳しいかといいましょうか、そういうことは学校のほうにも意見を聞きまして、平均して100円ということで理解していただいたらいいかと思いますが、これくらいだったらということで実は御意見はいただいてたとこなんですが、恐らくそれ以上に物価高騰であったりとかで、各学校で我慢といいますか、いろいろやりくりをしてくださっていたところもあったんだろうということは推察をしております。

少し経過についても御紹介していったほうが御理解いただけるかなとは思いますが、現在、各校の給食については、各校で給食会計ということでやっていまして、独自で会計処理も行っています。経過を見ますと、特に小規模といいましょうか、児童生徒数が少ない学校については、集金する給食費っていうのはどうしても限られますので、厳しい状況にあろうかというふうに思ってます。それによりまして、状況に応じて、これまでの間に、既にもう給食費の値上げを行ってきた学校もあるということは御理解いただきたいと思います。

そのやりくりを何とかして値上げをしていないという学校も、先ほど言いました厳しいながらもやりくりをしてきたんだろうと思いますけれども、近年の物価高騰によりまして、この事業を活用してもさらに厳しいということで、増額の検討をしているものというふうに認識をしております。当然増額を避けるということは望ましいというふうには考えますけれども、逆に言うと、これまで学校においては頑張ってきていただいたというふうに思いますが、他の学校の給食費に近づいているといいましょうか、特にその学校のみが突出して高額になるということではないという状況もありますので、経過も含めて少し御紹介になってますので、予算としてはこの計上でお願ひをしたところでございます。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝本当にやりくりだけでは限界っていう栄養教諭さんたちの話も聞いておりまして、給食の質が下がることは本当にあってはならないと思うので、給食費がかかるというのはやむなしと私も思っております。そこの保護者負担の軽減という意味で、また今後、応援基金なんかも活用していただいて負担が上がらないように

また検討をお願いします。

引き続きまして、369ページと387ページの到達度把握・授業評価推進事業費ですけれども、これは全国学力・学習状況調査の小学校6年生と中学3年生がやってるものとはまた別のテストだと思うんですけども、それで理解としては合っていますか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝お答えいたします。

委員御指摘のとおり、全国学力・学習状況調査についてはそちらでやってるし、それ以外で、毎年、児童生徒の学力の力の具合を調査するということで、市独自で行っている分でございます。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝今、教員の不足の問題は、長時間過密労働っていうことが要因の一つにあると思うんですけども、そこで、余剰時数が大変膨らんでいるということで、中央教育審議会から余剰時数を減すようにという指導もあったみたいな社会情勢の中で、先生のほうからも学力テストが非常に負担になっているということも聞いておりまして、学習の定着度を見るという意味でしたら、全国の学力テストもありますし、この市独自のテストがどうしてもやらないといけないものかというところで、学校の授業数の問題も絡めて、この実施について、一旦、今後も継続して行うのかということをお聞きしてよろしいでしょうか、授業時数の兼ね合いとも絡めて。

○高橋（立）委員長＝教育次長。

○西村教育次長＝委員御指摘の到達度把握テスト、これはかなり長年やっていまして、いわゆる学習指導要領に示された内容が各学年に応じて、その力がついてるのかどうなのかっていうテスト、調査でございます。これは時間を取りますか取りませんかという話になると、当然時間を取るわけですけれども、それぞれの学習指導要領に示された配当時間内でこなせるようにしていますので、別個に改めて時間を取ってというような取扱いはしていません。

あと、学力においての負担になるかならないかっていうことですけども、これ一つ取って教員の働き方が非常に負担になってるという認識はしていませんので、またそういう声が現場のほうからありましたら、そこは市としても調査をしながら

考えていきたいなというように思っています。

それから、到達度把握調査は長年やっていました、須崎市だけではなくて、これ全国の展開をしていますので、この経年変化を見ることも大事であろうし、それから学習指導要領っていうのがずっと10年に一度程度変わってきますので、そういう意味においても、ここでやめるっていう理由は一つ持ち合わせはないので、継続して行っていきたいというふうに思っています。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝よく分かりました。もう一つ、次に、子ども・子育て支援課長にお聞きしたいんですけども、400ページの放課後子ども教室推進事業費ですが、この放課後子ども教室が学校、学区によって週5で6時までやっているところがあったり、5時までやったり、週1のところもあったりするんですけども、どうしてもこういったばらつきがあるのでしょうか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝各地域のほうで支援員さん等で話し合いとかをされておりまして、その地域の中で活動の時間とか曜日とかを決めているというところもあるかと思います。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝安和地区の子ども教室なんですけども、今回、警備システムの工事費も予算に上がっておりまして、安和小学校の空き教室で行うということなんですが、これまで集落活動センターあわのほうで実施をされていたと思いますけども、これが場所が変わった経過と、また、子どもや保護者ですとか地域の方との連携もあったわけで、理解を得られての移動というふうになっているのか、お聞きします。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝安和の放課後子ども教室ですが、今まで安和の集落活動センターのほうで教室をというふうになっておりました。安和小学校のほうで、今までパソコン室として使われていた教室が空き教室になったということで、ここでできないかということで準備をしまして、その件につきましては予算対応もできるかと思いましたので、保護者さんのほうにも通知をさせてもらったところです。

また、集落活動センターあわのほうにも、この旨を先日話し合がありまして話をさせていただいて、御理解いただいたと感じております。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝私のほうには、大変保護者の方が、場所が急に変更になったということで、これまでそういう経過が示されなかつたところ、非常に急であったということで、困惑の声が届いております。非常に突然の変化だったと思うんですけども、やっぱりこの安和の子ども教室というのは本当に地域の方が工夫をされて立ち上げてきた教室でありますので、そこを丁寧に説明と合意を得ながら進めるべきであ

ったのではないかなと思っておりますが、そのあたりもう一度お願ひできますでしょうか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝これまでの経過の中で、ちょっと説明不足があつたんじゃないかなという話も地域の方からはいただきました。それに関しては、やっぱりちょっと説明が行き届かなかつたところもあるかと思いますが、地域の子どもをまず第一にして今後教室を続けていきたいということで私たちも考えておりますし、そこも地域の方は一定理解をいただいたかと思っております。

○高橋（立）委員長＝ほかにありませんか。

山本委員。

○山本委員＝385ページの学校教育課の児童生徒心の居場所づくり推進事業費についてですが、これは前年度予算に比較しまして142万1,000円増えてるんですけど、この部分についてざっくりで構わないので教えていただけませんでしょうか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝お答えいたします。

本年度の予算に対しての増額の分につきましては、本年度の人事院勧告で人件費が上がった分、これが主に該当するものでございます。

○高橋（立）委員長＝山本委員。

○山本委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝子ども・子育て支援課長にお伺いします。165ページの助産施設利用事業費についてですが、たしか昨年、この制度を利用された方がいなかつたということだったんですけども、この制度を利用できる対象者へのお知らせというの、その後、何か具体的に検討していただけたでしょうか。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝この事業につきましては、ホームページのほうにも出させてもらっているかと思います。あと、また、妊婦届を出された際に説明とかをさせていただいて、事業の説明とかもさせてもらっているかと思います。

○高橋（立）委員長=杉山委員。

○杉山委員=思っていますって、本当にきちんと御案内ができるようにぜひ御指導のほうもお願ひします。

【発言取消】 _____

○高橋（立）委員長=子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長=【発言取消】

○杉山委員=【発言取消】

○市川子ども・子育て支援課長=【発言取消】 _____

○杉山委員=【発言取消】_____

○市川子ども・子育て支援課長=【発言取消】

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 1時52分 再開

○高橋（立）委員長=休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員。

○杉山委員=私のほうで勘違いがござりまして、この子育て世帯訪問事業は産前産後の家事・育児のヘルパー事業とはまた別の事業ということでしたので、質問の取下げをお願いいたします。

○高橋（立）委員長＝委員長はそれを認めます。

杉山委員。

○杉山委員=図書館等複合施設の整備事業費についてですが、これは日本共産党須崎市議団としましては、浸水地域であって、高さの建築物ということには、これまで市民の理解が得られないということで反対してきた経緯がありますので、こちらについても反対とさせていただきます。

○高橋（立）委員長＝ほかに質疑ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決に移っていきたいと思いますが、本市議案に反対の表明がございましたので、採決の仕方は挙手で行いたいと思います。

本案は、原案のとおり、まず可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋（立）委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ちょっと中途半端ですが、10分間休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時02分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

市議案第33号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第33号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝それでは、市議案第33号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

議案書75ページと、別冊、令和7年度須崎市特別会計予算書の1ページでございます。よろしくお願いします。

それでは、令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,833万3,000円と定め、第2条では、一時借入金の歳出額を1,000万円と定めております。

それでは、6ページの事項別明細書、歳出から御説明をさせていただきます。

第1款巡航船事業費第1項巡航船事業費第1目運航費でございます。右側の説明欄を御覧ください。まず、1行目の職員人件費2名分につきましては、船長の人件費として1,693万8,000円、次に、2行目の巡航船運航経費367万8,000円につきましては、主なものといたしまして、緊急時の運航報償費として11万9,000円、燃料費としまして183万円、巡航船の修繕費としまして83万6,000円、船舶傷害保険料としまして41万5,000円などとなっており

ます。

次に、第2目事務費につきまして、説明欄の1行目、職員人件費1名分につきましては、事務職員1名分の人件費としまして679万9,000円、2行目の巡航船運航事務経費21万2,000円につきましては、消耗品や公用車の維持に関する費用、高知県旅客船協会や日本旅客船協会の会費などとなっております。

次に、7ページのほうをお願いいたします。第2款公債費第1項公債費第1目元金の長期債償還元金20万4,000円及び第2目利子の長期債償還利子2,000円につきましては、巡航船を建造した際の費用の償還となっています。

次に、8ページをお願いいたします。第3款予備費第1項予備費第1目予備費でございますが、地方自治法第217条の予備費といたしまして50万を計上しております。

次に、これらに充当する財源でございます。4ページのほうをお願いいたします。歳入でありますが、第1款事業収入第1項事業収入第1目巡航船運賃収入といたしまして、旅客運賃収入と手荷物運賃収入を合わせまして172万5,000円、次に、第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目航路事業費国庫補助金といたしまして468万6,000円、第3款県支出金第1項県補助金第1目航路事業費県補助金といたしまして1,135万5,000円、第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金といたしまして1,056万3,000円、最後に、5ページとなりますが、第5款諸収入第1項雑入第1目雑入につきましては、地球温暖化対策税還付金としまして4,000円となっております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝もう再三、毎年、当初予算に上がってきたたびに、一応巡航船事業のことを改めるようにという質問させてもらいよるんですけど、船長の人件費がこれほど高いことに関して改善をする意思が全く見られないので、そこに対して反対したいぐらいの気持ちなんんですけど、観光で使う事業収入が170万円しかなくて、県と国の事業で賄えるとはいえ、一般財源から1,000万円でよって、何が解決策かといったら、外部委託できないかという検討をまずする意識があつてほしいと思うんですね。当然正の職員さんなんで、山崎船長が退任された後、当然船長が退任されるタイミングを見計らった事業改革というのを、もうそろそろタイミングとして、浦ノ内住民からもう必要ないんじゃないかと。スクールバスも回してくれたりもしゆうし、改善策としてはあるので、その辺どうお考えなのか、ちょっと聞かせてください。

○高橋（立）委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝御質問につきましては、例年御質問いただいておりますが、現状、巡航船につきまして、地元の方ともお話しをさせていただいてたところなんですが、確かに地元の方の乗っていただくのは大変少なくなっています。ですが、お遍路さんや、最近は貸切りの運航のほうも、海外の旅行者の方とか増えておりますんで、なかなか巡航船というのはほかにはない特徴になっておりますんで、現状、須崎市としては、引き続きそういうのも含めまして巡航船事業ということにつきましては継続していきたいとは考えております。観光のほうと、あと公共交通の部分と合わせまして。

先ほど業務改善というお話も委員のほうからありましたが、船長のほうも、やや高年齢にはなっておりますが、まだ引き続きおいでいただけるというお話もありますんで、現状はこのままでいかせていただきたいと考えています。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝いや、だから年収800万円も払う船長の、事業内容から考えても年収400万円でも船長さん見つかる事業だと考えます。今の船長さんをどうしても確保せないかん理由と、今後、改善策として対策を検討していってもらわんと、いつまでも一般財源から1,000万円出ゆ、それで、遍路さんが乗りゆうき、それやったら遊覧船事業に替えたほうがいいじゃないですか。あの巡航船に乗って、会話ができるような巡航船じゃないですよね。当然外へ出れるもんではないですし、お遍路さんが乗って浦ノ内湾へ周遊してもらうというんだったら、遊覧船事業を導入して巡航船というのはやめたらいいじゃないですか。当然これは定期航路として県の支出金が出ゆうわけですけれど、改善余地が随分あると思うので、人件費を含めて、それを検討していかんと、毎年この右から左の事業案では賛同できない。そこをどういうふうに考えちゅうかを示してください。

○高橋（立）委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝確かに御質問があるように、収益で賄えない部分がありますんで、今後は、収入の部分を貸切りの運航のほうなんかでも上げていきたいと考えておりますが、なかなか全てを賄えるまではいかないと思いますんで、そこのPRもしつつ、収益のほうをできるだけ上げていきたいとは考えております。民間委託というお話もありましたんで、その辺なんかも中で協議をしていかないかんところと思いますんで、引き続きそこら辺も協議をさせていただきながら、現状、できるだけ喜んでいただけるようなというか、観光としての利用ができるような巡航船を取り組んでいきたいとは考えております。

○高橋（立）委員長＝松田委員。

○松田委員＝改善していただける方向でということであれば、今年度反対するものではありませんけど、収入より人件費を削減する事業を検討していっていただきたい

ので、よろしくお願ひします。以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ほかにないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第34号 令和7年度須崎市バス事業特別会計予算について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第34号令和7年度須崎市バス事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝それでは、市議案第34号令和7年度須崎市バス事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書76ページと、別冊、令和7年度須崎市特別会計予算書の13ページをお願いいたします。令和7年度須崎市バス事業特別会計予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,336万1,000円と定め、第2条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めております。

続きまして、17ページ、事項別明細書の歳出から御説明をさせていただきます。

第1款バス事業費第1項バス事業費第1目運行費の説明欄でございますバス運行経費2,211万2,000円につきましては、主なものといたしまして、需用費では、タイヤ代や車検等点検料、修繕料などに272万円、役務費では任意保険料やバス停周辺の草刈り費用などに120万2,000円、委託料では、市営バスの運行委託料といたしまして1,804万円などとなっております。第2目事務費につきましては、バス運行事務経費といたしまして消耗品や郵送料などとして1万3,000円となっております。

次に、第2款公債費第1項公債費第1目元金では、長期債償還元金、利子を含めて73万6,000円、18ページ、第3款予備費では、地方自治法第217条予備費としまして50万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、これらに充当する財源でございますが、16ページの歳入となります。第1款事業収入第1項バス運賃収入第1目旅客運賃収入としまして、市営バスの運賃収入を431万2,000円、第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目バス事業

費国庫補助金として、地域公共交通確保維持改善事業費補助金としまして477万円、第3款繰入金では、一般会計からの繰入金としまして1,427万9,000円を計上いたしております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎委員。

○大崎副委員長＝先ほどの説明で歳入のほうですけど、たしか以前、昔、広告看板の設置ですよね、あれの募集だと思いますけど、今回の歳入のほうで予定はないんですけど、この看板の設置等はないんですか。ちょっとでも収入になるかと思って見てますけど。

○高橋（立）委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝広告の看板が、実は先日までちょっと広告事業者のほうがおつたんですけど、現状、今のところはない状態になっておりまして、まずそこら辺も募集しながら歳入の確保には努めていきたいと思います。

○大崎副委員長＝分かりました。以上です。

○高橋（立）委員長＝副市長。

○梅原副市長＝そういう意味では、広告収入を得るための努力をする上で、枠予算があってもよかったですというふうに今ちょっと反省をしてるところでございます。

○高橋（立）委員長＝よろしいですか。

○大崎副委員長＝よろしいです。

○高橋（立）委員長＝ほかに質疑ございませんか。

ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第35号 令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第35号令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝市議案第35号令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書は77ページ、別冊、令和7年度須崎市特別会計予算書の21ページからでございます。まず、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,016万7,000円と定め、第2条で、一時借入金の最高額を600万円と定めております。

次に、22ページの第1表です。歳出を御覧ください。第1款スクールバス事業費934万4,000円です。バス運行委託料や車検費用、修繕料などを計上いたしております。第2款公債費は32万3,000円で、バス購入時の債務の元金と利子の償還金でございます。第3款予備費50万をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入でございます。第1款使用料及び手数料で83万円、第2款繰入金933万7,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、23ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第42号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について《分割》

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書84ページ、市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について、総務課所管分を御説明いたします。

別冊令和6年度須崎市補正予算書の15ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、職員人件費更正は退職者の増加で3,47

3万5,000円の補正となっております。第5目財産管理費、市有財産管理費更正150万円は、電気料の不足分の更正となっております。第9目諸費は、国庫返還金更正で15万8,000円、第10目財政対策費、減債基金積立金更正3,740万7,000円は、臨時財政対策債に係る交付税が前倒しで措置されたため、一旦積み立てるものでございます。

次に、19ページ、第13款諸支出金第1項公営企業費第3目下水道事業会計繰出金として119万7,000円、第4目水道事業会計繰出金として2,314万2,000円の補正となっております。

続きまして、5ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正でございますが、第2款総務費第1項総務管理費の192万5,000円と、6ページの一番下の行、第13款諸支出金第1項公営企業費、下水道事業会計繰出金1,500万につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じましたことから、追加をお願いするものでございます。

次に、7ページ、第3表、債務負担行為補正でございますが、庁舎警備業務委託につきまして、期間を議決日から令和7年度まで、限度額は1,554万5,000円として追加をお願いするものでございます。

最後に、8ページの第4表、地方債補正でございますが、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業につきまして限度額を6,990万円とし、また、学校教育施設等整備事業につきまして限度額を8,900万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり追加するとともに、過疎対策事業を2,540万円減の33億1,560万円とし、起債総額を39億7,825万7,000円に変更しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝続きまして、プロジェクト推進室所管分の御説明をさせていただきます。

別冊、令和6年度補正予算書の15ページを御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費、観光クラスター整備事業費120万円につきましては、現在整備を進めています旧錦湯の隣地購入費でございます。

続きまして、5ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正についてですが、観光クラスター整備事業費120万円につきまして、土地取得に係る調整が必要なため繰越しを行うものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正についてですが、須崎市海のまちづくり推進施設指定管理業務委託5,400万円につきましては、議決日から令和9年までしております。以上でございます。

○高橋（立）委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝それでは、市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）につきまして、企画情報課所管分につきまして御説明をいたします。

別冊、補正予算書の15ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費でございます。右側の説明欄を御覧ください。まち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金更正2億6万1,000円につきましては、高知信用金庫様からの企業版ふるさと納税によるもので、昨年度と本年度分、各1億円と利子分につきまして、まち・ひと・しごと創生推進事業基金に積立てを行うものであります。

続きまして、第7目情報管理費でございます。情報管理費更正660万円につきましては、総合保健福祉センター3階、電算室のサーバー室のエアコンを1基増設するものと、電算室とサーバー室の間仕切りを改修するものとなります。以前からサーバー室のエアコンは1基での運用でしたが、最近は、ネットワーク関連のサーバー機器が多くなりまして熱対策が必要となりますことから、万一の故障等の対応としましてエアコンの増設等の対応を行うものとなります。

次に、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正となります。第2款総務費第1項総務管理費、市制70周年記念事業費330万円となります。これにつきましては、本年度、市制70周年を記念いたしまして記念式典と、市民の皆さんに喜んでいただけるような事業を計画しておりましたが、記念事業におきましてタレントの方に講演等をいただくように調整を進めてまいりましたが、最終的に、どうしてもタレントの方とスケジュールのほうが合わず、改めて7年度に実施するため、繰越しのほうを行わさせてもらうものであります。

次に、7ページをお願いいたします。繰越明許費補正の変更であります。第2款総務費第1項総務管理費、情報管理費につきまして、今回の補正予算の御提案をいたしておりましたサーバー室のエアコン増設工事の予算の繰越しを追加し、補正後の金額を1,468万7,000円とするものであります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝少し説明が抜かっておりましたので、再度説明させていただきます。

補正予算書15ページを御覧ください。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の右の欄の企画管理費更正の20万円につきましては、市長の出張旅費の増額更正でございます。以上です。

○高橋（立）委員長＝元気創造課長。

○山岡元気創造課長＝市議案第42号 令和7年3月補正のうち、元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書5ページでございます。第2表繰越明許費補正の2段目になりま

すが、第2款総務費第1項総務管理費の脱炭素推進施設整備事業費1,000万円についてです。こちらは補助事業者が工事を行う際、その資材の一部において納期の遅れが生じ、また、その工事は既存設備を改造するものであることから工場停止日にしか工事作業を行えず、遅れを取り戻すための作業日を取れないと繰越しをさせていただくものでございます。

次に、同じく5ページ、一番最後の欄になります、第7款商工費第1項商工費、須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付事業費3億616万3,000円につきましては、工場の設備関係納期が大幅に遅れること並びに保健所等の許可等の手続に時間を要したことなどから、年度内での完了が困難となったため繰越しをさせていただくものでございます。

次に、6ページ、1段目ですね。重点支援地方交付金事業費(物価高騰対策デジタル振興券事業)1,270万円につきましては、スマートフォンをお持ちでないなどの理由からデジタル振興券をお受け取りいただけたなかつた方々を対象に3,000円相当の紙の振興券をお配りすることとしており、その利用期間が5月31日までとなることから、その必要額を繰り越しするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○高橋（立）委員長＝防災課長。

○濱崎防災課長＝引き続き防災課分について御説明をさせていただきます。

別冊補正予算書6ページをお開きください。5ページからの第2表繰越明許費補正の追加の表の続きとなります。9款消防費1項消防費、消防防災設備整備事業費2,501万5,000円につきましては、消防団用の小型ポンプ積載車の更新に係る事業でありますが、近年の自動車生産の遅延によりまして、ベースとなる車体本体の納入の遅れなどによりまして、年度内完成と納入が見込めないことから繰越しの追加をさせていただくものです。なお、予定では、10月末納車ということで聞いております。

続いて、7ページ、第3表債務負担行為補正の追加でございます。下からの2つが該当になります。まず、下から2番目の救急業務協定負担金230万円、これは浦ノ内東部地区への土佐市消防署の救急応援出動に対する負担金であり、4月1日の0時から動いてもらうということで事前に契約もするということになります。もう一つは、水門等管理業務委託料311万9,000円、これは県からの委託事業でありますが、消防業務と同じように4月1日の契約では理論上、当日の0時から契約時間までの空白時間が生じることになります。県の事務処理に合わせまして、空白時間をなくすために年度開始前に契約締結を行おうとするもので、今回上程させていただいております。期間は2件とも議決日から令和7年度までです。

以上よろしくお願いします。

○高橋（立）委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝続きまして、令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）、文化スポーツ・観光課分について御説明申し上げます。

別冊補正予算書6ページをお願いいたします。5ページからの第2表繰越明許費補正につきまして御説明させていただきます。

6ページ、下から4行目となります。第10款教育費第5項保健体育費、スポーツセンター整備事業費の繰越しの内訳につきましては、令和4年度から6年度にかけて、よこなみアリーナの床面、照明、エントランス、外構等の大規模改修工事を実施してまいりましたが、利用者の方から床面が滑るとの御意見をいただき、調査等を行う中でメインアリーナ、床下換気システムの一部故障や2階出入口の雨漏りを解消するため、令和6年度に実施いたしましたエントランス及び外構等改修工事の残額2,167万円を令和7年度に繰り越し、修繕を実施するものであります。加えまして、令和6年9月補正予算で議決いたしましたスポーツセンター駐車場整備事業に要する費用5,527万5,000円のうち、調査設計業務委託での前払い金615万4,000円を除いた4,912万1,000円を繰越し、事業を実施するものであります。令和7年度への合計繰越金額7,079万1,000円となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。第7款商工費第1項商工費、観光費でございますが、令和6年12月補正におきまして、令和7年7月に開催される大阪・関西万博における万博首長連合共同出展費用負担金500万円の繰越しを議決いたしました。これに加えまして、令和6年9月補正において議決いたしました観光PR動画作成事業につきまして、令和6年11月にプロポーザル方式により委託業者を決定し、現在作成作業を実施しておりますが、本市が誇る雪割り桜の風景等を盛り込みたいと考えております。撮影及び編集日程の調整による5月末までの委託期間延長を行うため、事業費389万4,000円を繰り越すものであります。また、令和6年12月補正予算において議決いたしました観光漁業センター前浮桟橋修繕工事の発註に伴う指名競争入札を実施しましたところ、入札不調となり、その後随意契約を試みるも落札には至らず、本年度中の事業完了に至らないことから、事業費268万4,000円を繰り越すものであります。これらを合わせて令和7年度への繰越金額を1,157万8,000円とするものであります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝学校教育課所管分について御説明をいたします。

別冊補正予算書18ページを御覧ください。第10款教育費です。第2項小学校費第3目学校建設費で5,550万9,000円の補正でございます。吾桑小学校体育館への空調設備設置に関する経費でございまして、設計及び監理委託料として

460万9,000円、工事請負費として5,090万円をそれぞれ計上いたします。

次に、6ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正の追加です。第10款教育費第2項小学校費ですが、まず、学校施設環境改善交付金事業費2億9,247万5,000円は、須崎小学校大規模改造工事に係る工事費や監理委託料などの経費、学校給食センター整備事業費3億9,864万2,000円は給食センターの敷地造成工事や建築工事等の経費、学校施設整備事業費2,950万3,000円は、小学校の各所営繕工事費や多ノ郷小学校給水設備更新に関する設計委託料などの経費、空調設備整備臨時特例交付金事業費5,550万9,000円は、先ほど御説明いたしました3月補正で計上いたします吾桑小学校体育館への空調設備設置に関する経費でございます。

次に、第3項中学校費です。学校施設環境改善交付金事業費6億2,792万5,000円は、須崎中学校と朝ヶ丘中学校の大規模改造工事の工事費や監理委託料などの経費、学校給食センター整備事業費2億1,078万円は給食センターの敷地造成工事や建築工事等の経費、学校施設整備事業費295万4,000円は、中学校の各所営繕工事費等の設計委託料の経費でございます。これらの事業につきまして、それぞれ次年度に繰り越す必要が生じましたことから追加をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝生涯学習課所管分につきまして御説明をいたします。

別冊補正予算書19ページを御覧ください。第10款教育費第4項社会教育費第2目公民館費のうち、公民館費更正としての委託料60万円につきましては、上分地域自主組織の消費税増額分の更正となっております。

以上になります。

○高橋（立）委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書16ページをお願いいたします。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございます。児童扶養手当事業費580万円の減額、ひとり親家庭自立支援給付事業費150万円、母子生活支援施設保護事業費200万円で、減額につきましてはいずれも実績見込みによるものでございます。

続きまして、第2目児童措置費でございます。保育所等施設型給付費1,000万2,000円の減額、保育協会補助金4,138万円の減額更正につきましても実績見込みによる減額でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝補正予算書15ページです。観光クラスター整備事業費についてですが、錦湯の隣と、向かいの敷地を購入する予算120万円ということで、これは購入後は解体なども必要となってくるのでしょうか。何か建物を建てるとかいうことでしようか。

○高橋（立）委員長＝プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝この錦湯の道を挟んで向かいですね、前の家屋については取壊しをして、今のところですが、駐車場にということで計画をしております。錦湯の横については間口が狭く、すごく奥の長い土地ですので、奥を全部解体してサウナと外気浴のスペースにしたいと考えています。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝だから、貸与は借りるということでなしに、だから購入ということやつたんですね。

○岡田プロジェクト推進室長＝そうです。

○杉山委員＝申し上げにくい。縁日商店街ホテルの事業の全体について、具体的な全体の構想などが示されていない状態での予算計上ということで、反対をさせていただきたいと思います。

○高橋（立）委員長＝ほかに質疑ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

反対の御意見ございますので、採決の方法は挙手によるものといたします。

本案を、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋（立）委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第47号 指定管理者の指定について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第47号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝市議案第47号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の89ページでございます。本議案は、須崎市立吾桑保育園の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市山手町1番7号、社会福祉法人須崎市保育協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第48号 指定管理者の指定について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第48号指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

プロジェクト推進室長。

○岡田プロジェクト推進室長＝市議案第48号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は90ページでございます。

本議案は、須崎市海のまちづくり推進施設の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市東古市町1番30-1号、一般社団法人須崎海のまち公社を指定管理者に指定することについて、同条第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としております。

以上です。よろしくお願ひします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝質疑ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第51号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第51号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市長提出議案その2の1ページ、市議案第51号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、令和6年度の人事院勧告に基づき、任期付採用職員におきましても勤勉手当を支給することとし、それに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

2ページから、改正内容でございますが、まず、新たな勤勉手当を支給することに伴いまして、特定任期付職員業績手当を定めております第7条第3項を削り、第4項及び第5項をそれぞれ第3項、第4項に繰り上げ、次に、第8条第1項中、「、第6条の2から第8条の2まで及び第17条」を「及び第6条の2から第8条の2まで」に改めることとしていたしております。また、同条第2項中の「100分の172.5」を「100分の95」に、また、給与条例第17条第2項第1号中、「100分の105」を「100分の87.5」に改める改正は特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当率を定めるものといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することいたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第52号 須崎市総合計画の基本構想の策定について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第52号須崎市総合計画の基本構想の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝市議案第52号須崎市総合計画の基本構想の策定につきまして御説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページでございます。

本議案は議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、須崎市総合計画の基本構想を別冊のとおり策定することにつきまして、議決を求めるものでございます。

それでは、別冊の須崎市総合計画案、抜粋に基づきまして御説明のほうさせていただきます。

まず、2ページの1、目指す姿と主要プロジェクトにつきまして、今回新しい須崎市総合計画の計画期間における10年間の目指す姿を未来へ広がる元気創造と協働のまちとして、自由で柔軟な発想、思考による市民と行政との協働のまちづくりを推進することにより、目指す姿を実現することとしております。

次に、中段の主要プロジェクトといたしまして、先ほどの目指すべき姿を実現するため、5つの主要プロジェクトとして、住民自治と協働のまちづくり、SDGsの推進、高台まちづくり、新たな教育の推進、港湾整備を主要プロジェクトとして計画に位置づけまして取り組みを行っていくこととしております。

次に、3ページ、中段以降の2、基本理念であります。今回、基本理念といたしまして、安心して暮らせるまちをつくる、つながりを広げる、デジタル技術を積極活用するの3つの基本理念を定め、本市が有する独自性を大切にしながら、時代に合わせて変化、成長を行うことにより、多くの人たちとのつながりを増やし、いつまでも暮らしたい、関わっていきたいと思われるサステナビリティ、持続可能なまちになるよう、まちづくりを推進していくこととしております。

以上を新しい須崎市総合計画での基本構想として策定することとしておりますの

で、よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝基本構想の4番についてですけれども、統合計画が今までの計画どおり、中学校は5校から2校、小学校は8校から5校にということが掲げられているわけなんですけれども、私は統合には保護者や地域住民の理解と協力を得て進めるべきだと思っておりまので、住民合意が得られていない統合計画には反対の立場です。

そして、地元の中学校存続を求める保護者の声が大きい上分中学校は、学校規模が統合をする朝ヶ丘中学校とは異なって、朝ヶ丘中学校は標準規模校ですけれども、上分は小規模校ということで、小規模校のメリットは教育委員会も否定をしないということで、これまでも御意見聞いておりますが、存続をさせることで子どもたちの学ぶ環境の選択肢になると思うのですけれども、今、不登校問題なんかも深刻化しておりますし、多様な学びの場の確保が必要ということで、国のほうもいろいろと施策を講じているわけですが、そういう学びの場の確保、いろいろな場の確保といった観点で小規模校の存続を考えることはできないかお聞きします。

○高橋（立）委員長＝ほかにありませんか、質疑。

○杉山委員＝質問しました。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 2時48分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○竹内教育長＝教育長から申し上げますけれども、学校統合ということにつきましては、委員から地域に係る反対の声という御意見は議会の場でも伺っているところであります。そうはいいましても、学校規模によって、子どもたちが一定の集団生活の中での切磋琢磨するような環境というものが重要だと思っております。また学校規模という話もございましたけれども、今ぎりぎり標準的な規模なのかもしれませんけれども、決して民間の須崎市の人たちが考えるような大規模校では、朝ヶ丘中学校は決してありません。もう少しで小規模校クラスの転落するようなぎりぎりの規模だと思っています。いわゆる市内の小規模校も別に不登校特例校、学びの多様化学校ではありません。あくまで普通の学校です。ですので、学校規模の相対的な大きい小さいは関係がなく、同じような教育をしている、されているものだと考えておりますので、学校規模の大きい小さいによって、多様な教育が保障されているかとい

うことでいいますと、それは少し違うんじゃないかなという思いも私はいたしております。

そういったこれまでの学校統合の議論も踏まえた上で、私、この4月に着任をしておりますので、学校統合の計画は既にあるという前提で考えておりますので、須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略の中に学校統合についても盛り込まれることについて違和感はないと考えております。以上です。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝とても教育長のお考えが、趣旨が理解はできました。学校規模の標準規模の学校と生徒のより少ない学校とを置くことで学びの場の選択肢が増えるということにはならないんだよという御趣旨やったと思いますけれども、当事者の声を聞いていると非常にそれが重要であったりもするんですね。10人前後の規模だと不登校にならずに通い続けられたんじゃないかというような思いを持っている不登校の保護者の方からも直接お声を聞いておりまして、そこは多様な学びの場として、小さな学校がある、一つの選択肢としてあるというのは、私はやはり必要ではないかなと考えるところですが、これはこの須崎市総合計画として教育の推進というところに、基本構想に明確に数字も入って掲げられているので、やはりもう一遍質問したいんですけども、小学校のほうも中学校統合の3年後に8校から5校ということで、やはりこの数字も書かれているんですね。ということは、安和小学校もやはり統合というふうに基本構想の中に盛り込まれていると思うんですけども、先日のプレゼンテーション大会でも安和小学校、市長賞を受賞しています。その受賞理由も私の理解では地元の生きた教材を、ジンデ池という生きた教材を活用して、地域の課題解決に取り組んでいるといった地域の方との連携もある中で、本当にすばらしい教育が行われているということが評価されての市長賞の受賞だったと思うんですけども、安和小学校は統合ということで基本構想に盛り込まれているわけなんですけれども、安和小学校評価された教育をどのように統合後も引き継いでいくようなお考えなんでしょうか。

○高橋（立）委員長＝教育長。

○竹内教育長＝まず、統合計画が既にございますというのは、先ほど申し上げました。それは中学校だけではなくて、小学校についても書き込まれているところでありますので、それを踏まえて教育委員会としては中学校統合後の3年後ということで、そこを目標にしていくものだろうと考えております。数字が5校にということでありますので、もちろん統合計画の中で安和小学校についても書いてありますので、計画どおりとしか考えようがない状況でございます。

それから、ジンデ池関連のことで、この間、プレゼンテーション大会で受賞はされておりましたけれども、少し誤解があるようすけれども、安和小学校が仮に統合された場合、安和地区から学校がなくなるということではなくて、新しい小学校

区の一部に安和地区もなるわけですから、その地区の中で安和地区も含めて新しい小学校区の中に学校がございます。ですから、ジンデ池を踏まえてということも新しい小学校区の中で活動が引き継がれていけますので、差し障りはないんじゃないのかと、そのように考えております。

○高橋（立）委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝なるほど。非常にお考えが、議論になったのでうれしいんですけども、そういったことで、統合後も新しい校区の中に安和地区はあるわけで、その中でジンデ池なんかも活用した教育が続けていけるというお考えなのだと理解をいたしましたが、やはり統合に関しては住民合意が今ないと私は認識しておりますので、反対をさせていただきます。

もう1点、質問なんすけれども、5番の港湾整備についてですが、須崎の港が港湾及び防災拠点機能の強化を図るということで記されているんですけども、須崎港は特定利用港湾にも選定をされておりまして、この須崎市総合計画に掲げる港湾整備は特定利用港湾としての機能強化も図るということで理解をしてよろしいですか。

○高橋（立）委員長＝副市長。

○梅原副市長＝特定利用港湾として機能強化を図るということではございません。あくまでもこれまでの老朽化、大型化、それからクルーズ船の誘致、そうしたことも含めたところでの施設整備、改修でございますので、そういったことではございませんので、よろしくお願ひいたします。

○杉山委員＝分かりました。

○高橋（立）委員長＝ほかに質疑ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ほかにないようですので、採決をいたします。

本案に関しても反対の意見が上がっておりますので、採決の仕方は挙手で行います。

それでは、本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋（立）委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第54号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例について

○高橋（立）委員長＝続きまして、市議案第54号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝市議案第54号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

市長提出追加議案の1ページから2ページでございます。

本市で現在配置をしております国際交流員や外国語指導助手は、一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラムを通じて招致をされておりまして、任用期間は最長で5年間となっております。また、本市では、この5年間の任期満了後も児童生徒や市民が外国語や外国文化に触れる取り組みに継続して従事をしてもらいたいと考えております。市長が必要と認める場合は引き続き任用できることといたしております。このたびJETプログラムの運用改善に関して報酬額の見直しの通知がございました。その内容は、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえて見直しを図るというものでございます。これに伴いまして、本市も同様の取扱いをするとともに、6年目以降の市長が認める場合の任用においても報酬額の見直しを図るものでございまして、条例第4条中、35万円を38万円に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することいたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋（立）委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第15号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情

○高橋（立）委員長＝続きまして、陳情の審査に入ります。

12月定例会より継続審査となっていました陳情第15号学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

山本委員。

○山本委員＝この陳情ですけど、中段の真ん中のほうにあります、「また学校の働き方改革とは直接関係のない、教諭と主幹教諭の間に新たな職を設置し、それに伴い給料表に新たな級の創設を盛り込みました。これは、教育活動の自由と共同性を破壊し、上意下達の管理統制が強められることが懸念されます。」という部分がありまして、これにつきましては、ちょっと判断できるものがないと思いまして、これ以外の部分につきまして、すごく説得力があるといいますか、昨今の事情を反映しているのではないかということを危惧してるのは最もやと思うんですけど、こここの部分、新たな職の創設に対してっていう部分が少し判断できない、このとおりということが本当に懸念されているのかどうなかつていうのが判断できないなと思います。

○高橋（立）委員長＝ほかに。

杉山委員。

○杉山委員＝休憩。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時01分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員。

○杉山委員＝この陳情採択すべきという立場で発言します。

教員の成り手不足が本当に深刻で、須崎市でも未配置の課題があつてると思います。子どもの学習環境の保障に関わる問題ですので、成り手不足の解消にはやはり先生の長時間過密労働を解消をしないといけなくて、そのためにどうしたらいいかという部分で残業代を払うことと、持ち込まずを減すための教員の配置を増やす、定数の増加が必要だということで、全国教職員組合からもそういった意見が上がっています。一部報道では、国際労働機関とユネスコの共同専門家委員会からも勧告をされているということで、これはもう早く解消したい課題ですので、採択をすべきだと考えます。新たな職の創設への懸念については、この陳情項目の3番は慎重な審議を行うこととしておりますので、そのように慎重に審議を行っていただきたいという趣旨の意見書として採択をすべきではないかと考えます。以上です。

○高橋（立）委員長＝採択すべきという御意見でございました。

山本委員の御意見は改めて、山本委員。

○山本委員＝自分は、先ほど申し上げたことがありますので、反対の立場を、ちょっと
と言葉が鮮明じゃなかったところが。

○高橋（立）委員長＝分かりました。

ほかにございませんか。

杉山委員。

○杉山委員＝そうしますと、例えばその部分のカットとかはできないんでしょうか。

○高橋（立）委員長＝趣旨採択。

○高橋（立）委員長＝暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時11分 再開

○高橋（立）委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま不採択と採択の御意見が上がっておりまます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝よろしいですか。

それでは、陳情第15号、挙手により採決をいたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋（立）委員長＝挙手少數であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと
決しました。

以上で本委員会の審議は全て議了いたしました。

その他について

○高橋（立）委員長＝ほかに何か、執行部のほうからありませんか。皆さんもないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（立）委員長＝それでは、以上をもちまして総務文教委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

* ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ * ~~~~~ *

○午後 3時12分 閉会